

総務常任委員会記録

令和5年 第1回定例会	
1 日 時	令和5年3月14日（火） 午前10時00分 開会 午後 2時47分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	藤 田 義 昭 委員長 大 貫 桂 一 副委員長 佐 藤 誠 委員 舘 野 裕 昭 委員 大 貫 毅 委員 鈴 木 敏 雄 委員 津久井 健 吉 委員 横 尾 武 男 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長 小 島 実 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯 澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
総合政策部	総合政策部長	南雲 義晴	10名
	危機管理監	渡辺 孝和	
	総合政策課長	益子 則男	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	斎藤 史生	
	まちづくり戦略課長	柏崎 英一郎	
	情報政策課長	鈴木 智久	
	財政課長補佐	半田 和之	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
行政経営部	行政経営部長	篠原 宏之	8名
	行政経営課長	佐藤 靖	
	人事課長	小泉 宏	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	関口 正視	
	行政経営課長補佐	松島 貴行	
	庁舎整備推進室長	網 浩史	
市民部	市民部長	福田 浩士	5名
	生活課長	佐藤 美樹子	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	青木 康子	
	人権推進課長	日向野 久仁子	
経済部	水源地域整備室長	上田 悦久	1名
会計課	会計管理者	矢口 正彦	1名
議会事務局	議事課長	小太刀 奈津美	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	駒場 秀明	1名
消防本部	消防長	星野 富夫	6名
	消防総務課長	若林 雄二	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	大島 賢一	
	警防救急課長	稗田 隆	
	通信指令課長	渡邊 靖	
合 計			35名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 令和5年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 6 号 令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について
- 3 議案第 7 号 令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について
- 4 議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）について
- 5 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 6 議案第18号 鹿沼市部設置条例の一部改正について
- 7 議案第19号 鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 8 議案第20号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 9 議案第30号 鹿沼市防災会議条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 10 議案第32号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）について
- 11 議案第33号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）について
- 12 議案第34号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について
- 13 議員案第1号 増税によらない防衛費確保と自衛隊員の処遇改善を求める意見書の提出について

令和5年第1回定例会 総務常任委員会概要

○藤田委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託された案件は議案13件であります。

それでは早速、審査を行います。

まず初めに、議員案第1号 増税によらない防衛費確保と自衛隊員の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この件につきましては、提出者である鈴木毅議員、佐藤誠議員に説明を求めますので、鈴木毅議員の入室を許可いたします。

(鈴木毅議員 入室)

○藤田委員長 それでは、提出者からの説明を求めます。

提出者の方から、2人のどちらか説明、よろしく願いいたします。

佐藤議員でよろしいでしょうか、わかりました。

では、佐藤議員、説明よろしく願いいたします。

○佐藤議員 お時間ちょうだいしまして、ありがとうございます。

もう意見書に書いてあるとおりののですが、もう昨今報道されて、皆さんもご承知だとは存じますが、今のウクライナの情勢や台湾などの緊張下のもと、防衛費を国際標準のGDPの2%までもっていくというのが国際的なコンセンサスの中で、岸田政権も昨年の参議院の選挙では、防衛費をそうやって増やすということを公約として掲げて、多くの国民の皆様が賛同して、民意として示されておりまして、昨今の世論調査でも、防衛費を増やすということに関しては、多くの国民の皆様が賛同している状況であります。ただ、昨年の選挙等でも、財源に関してということは議論をされていませんでしたし、その中で、昨年の暮ぐらいに官邸、岸田政権のほうで増税をして賄っていくのだということが突然出た中で、政府、政権与党の自民党の中でも割れている、「増税するな」と、もしくは「増税こそ逆に言ったら国民の覚悟を問うために必要なのだ」みたいな、不思議な議論があって、もう分かれている状況下なのですが、自由民主党というのは、上が決めたことを全部従うというのではなくて、そうやって、いろんな意見というのが自由に出まして、それがまたさらに国民の中、皆様にも報道されるわけです。

最終的に決まったことには従うというような政党の中で、今割れているからこそ、地方から、我々自由民主党鹿沼支部に所属しております7名の議員としては、増税によらない防衛費を確保していく方法を模索をしてほしいと。

5年後に足りない1兆円を補うために増税とかって言っていますので、では、今後5年間で経済成長をしていけば、数兆円というものは税収でも賄えるものでありますし、そういったことをやっていかないと、どうしても財務省とか、役所のどうしても主導で、政治、物事が動いていくというのは、やっぱりこの民主主義の国のルールの中では、到底容認できるものでない中で、むしろ今地方から、世論調査でも増税を反対している方というのが圧倒的ですので、増税によらない防衛費の確保を求める意見を地方からこそ上げていくという趣旨で、鹿沼市議会としても、多くの皆様の賛同を賜りたいという考えのもと意見書を出しました。

また、防衛費の確保の暁には、いろいろな装備、足りないというのも多くの国民の皆様

様が、いろいろ防衛や、そうですね、国防ということ、今皆さん、多くの知見を得ておられますが、やはり現場の自衛隊員の皆様の処遇というようなものを数年前までは、自衛隊員の初任給というのは、警察官よりも安いという状況もあったり、また、私も提出者の鈴木毅議員も予備自衛官として、私は大した日数はいっていませんが、鈴木議員におかれては、元々常備の自衛隊員でありましたし、現在も即応予備自衛官ということで、年間30日、40日という日数を割いて、訓練なり、駐屯地に勤務しておりますが、そういった自衛隊の基地の中が、あまりはっきり言えないものもありますが、物すごい環境としてはいいものではありませんし、隊舎が耐震基準を満たしていない建物もあるわけです。

それで、災害のときには、自衛隊員、頼りにしてくださいというのは、共産党の方も言っているわけです。

でも、では、その頼りに、共産党からですら、頼りにされている自衛隊が、災害のときに建物が老朽化して、耐震性が脆弱で、被災してしまえば、助けるものも助けられないわけで、そういった意味では、隊員の訓練や居住する環境というものも、これは向上をしていくことが、ひいては自衛隊員、発足以来定員を一度も確保したことがない中では、やはりまずは防衛の意識を高めたり、自衛隊員というのが、それに見合った処遇を得られていくということこそが、もう基本的には防衛力を強化するという趣旨のもと、戻りますが、趣旨は2点あります。

ですから、増税によらない防衛費確保、そして、その防衛費確保がなった暁には、隊員の処遇改善というものを求めるという、そういう2点を意見書としまして、提出させていただきましたので、極力多くの皆様にご賛同いただけることを願って、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○藤田委員長 提出者からの説明が終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。舘野裕昭委員。

○舘野委員 では、ちょっと質疑というか、お伺いしたいのですけれども、当然その防衛費ではなくて、増税は、もちろん私らも反対ですし、自衛隊の処遇というのは、この中身から考えると、すばらしいことだとは思っております。

しかし、国のほうでも、復興税のほうの延長がささやかれていますし、あと、今まで国のほうでも法人税のほうは下げるのだと言っているながら、今後は上げるとか、あとは消費税のほうは多分増税になってくる、あと、たばこ税とか、そういった酒税なんかも上がってくるのではないかとはい思いますけれども、あくまでもその今のこのコロナ禍において、相当の財源不足がささやかれている中で、増税なしでは今後やっていけないのではないかと思います。

だから、先ほど佐藤委員のほうから話がありましたけれども、全てこの増税なしでできるのかというのは、疑問がありますので、まあ、それはまあ国のほうで考えればいいのだというのはあるのかもしれないですけれども、その点をちょっと再度確認したいと思っておりますので、お願いします。

○藤田委員長 それでは、説明を求めます。佐藤議員。

○佐藤議員 まず増税は望むものではないというご意見、ありがとうございます。

また、防衛費確保の必要性に関しても、賛同の趣旨を感じますので、感謝を申し上げます。

また、では、増税、必要なのではないかとこのところなのですが、聞いているほうも答えるほうも、当然我々がやることではないですので、テクニカルなところでは、私が何かを言って、それを証明したり、保証できるものではありませんが、我々が議論している中では、では、コロナウイルス禍で、この2、3年間で100兆円、200兆円というお金を国債を発行してやれているわけですよ。

それで、急に財源不足だとか、財政の危機とかにはなっていないわけで、しかも、それだけの、100兆円単位でのお金を市中に回しても、いまだにまだデフレが脱却できていないという中では、何度も言いますが、景気回復で税収増が一番だとは思っておりますが、国債を発行しても、問題ないだろうし、これは、いろいろ財政の議論というのは、今多くの国民や自民党の政治家も10年前、20年前までは何となくその借金が増えていって破綻する云々ということだけが、ひとり歩きしていきまされたけれども、最近では、良識ある経済人や著名人というのが、各種媒体等で、新聞やテレビではない形で、いろいろな報道をしている中では、国債を発行したほうがむしろいいのではないかと、経済を、お金を発行していくわけですから、市中に出回るので、デフレも脱却しますし、国保も増えていくわけですから、そういう中では、私、提出者の我々としては増税をしなくても、十分に確保することは可能だという信念のもと、増税によらない防衛費確保というのを言っています。

ただ、優先的には、何度も言いますが、景気を回復して税収増をしていただけますと、してほしいですし、歳出の見直しをしたり、政府保有資産ですね、そういったものを活用すれば、特に国債発行は、まだ意見がいろいろ分かりますから、そういうものを回避してでも、まずは防衛費確保というのができるのだと思っておりますので、戻りますが、コロナウイルス騒動で100兆円、200兆円というお金を使っていますけれども、外国からウクライナを見れば、外国から話し合いとかで通じない人が攻めてきた場合に、本当にコロナウイルス騒動ではなくなってしまうので、やっぱりそういう中で、43兆円がどうして使えないのかなって憤りもあった中では、防衛、国債発行したり、増税をしなくても、我々は防衛費確保できるということを、啓発という意味も兼ねて、これは意見書を出させていただいております。

ちょっととりとめなくなりましたが、以上で終わります。

○藤田委員長 説明が終わりました。

それに対して、館野委員。

○館野委員 まあ理想の答弁だったと思いますけれども、本来であれば、所得のほうは自然と上がってくれば、税収のほうも所得税として、市、国のほうに上がってきますので、それがちゃんとしっかりと国の政策が、所得が増加していけば賄えるかと思えますけれども、まだ今の段階では、金融緩和のほうは続くようですから、そういった点では、増税によらない防衛費の確保というのは、ちょっと今のところはきついと私はみているので。

本来であれば、その復興税なんかもちゃんと国のほうで、それはもう期限どおりで終わりにしますと、それで、別の意味で防衛費のほうは、こういう税金を充てますという

やり方のほうが、国民のほうにはわかりやすいのではないかと思いますので、ちょっと今の段階では、これがいいか悪いかというのは、ちょっと今のところ、私としては反対の立場になります。以上です。

○藤田委員長 横尾委員。

○横尾委員 私も増税によらない防衛費確保というのは、それは賛成なのですが、今の佐藤議員の説明によりますと、まず自民党内での話し合いではないかなというふうに思われますし、これまで自民党内でいろいろな議論があったかと思えますけれども、何らかの結果が私は出ていないのだと思えますよね。

そういうことからすれば、まずは自民党内でのしっかりした議論をしてから、ある程度話がまとまってから、我々のところにそういう話が出てきてもよろしいかなというふうに思います。

私としてはそう思います。

○藤田委員長 それに対して、よろしいですか。では、佐藤議員のほうからお願いします。

○佐藤議員 私の説明が足りなかったからだと思うのですが、もう1回言います。

自民党の中で割れていて、意見が出ていないからこそ、皆さんにいろいろな啓発や世論を喚起して、増税ではない形で防衛費確保していこうということを盛り上げるためにこそ上げておりますので、何らかの方向が、増税するって出てしまってからでは遅いので、あえて今問うているという意味を考えていただけるならば、自民党に所属されていない議員の皆様にもわかっていただけるのではないかと考えております。

説明が足りなくて、大変申し訳ございませんでした。

○藤田委員長 説明は終わりました。

ほかにご質疑はありますか。大貫毅委員。

○大貫毅委員 質疑というより、意見みたいな話になってしまいますけれども、よろしいのでしょうか。

○藤田委員長 はい。

○大貫毅委員 はい。

そもそもその防衛費を増やすということに、ちょっと懐疑的な考え方も私は持っておりますが、欧米諸国も含めて2%が、国際、GDPの2%が国際水準みたいな話もあるのですが、2%というのは倍なのですね。

だから、今5兆円ですけれども、これ10兆円にするという話なので、本当にどうなの、その中身がどうなのかなということですよ。

それで、10兆円になると、アメリカ、中国、日本、第3番目の軍事費になるのですよね。

それで、今でも、日本はGDPの1%程度ですけれども、それでも多分フランス、ドイツあたりと同等ぐらい、8番目か9番目ぐらいなのですよね。

それで、高市早苗大臣も言っていましたけれども、「中身の議論もないで、いきなり2倍というのはあり得ない」というような話をしていました。

だから、本当にトマホークは買うようだけれども、一体日本の防衛にとって、今どういうものが必要なのかという議論なしに、いきなり2倍という話はちょっといただけないだろうと思うのですよね。

そういうのが、ちゃんと国会の中で議論をしていただきたいと思います。

それで、提出者の佐藤さん、鈴木議員は、自民党なので、横尾議員もおっしゃっていましたが、自民党の中でしっかりと議論をいただいて、どういうふうな、その防衛をしていくのだということをしかりとまずは国民に示していただきたいし、それを自民党の中でしっかりと議論をしていただきたい。その上で、地方議会の話になってくるのかなと思うので。

まあ自民党はいろいろ自由な意見が言える政党というふうにおっしゃってましたので、ぜひ皆さん、まずは自民党の皆さんが議論をしかりとしていただければなと思いますので、私はこの意見書には反対の立場ということです。

以上です。

○藤田委員長 はい、わかりました。

ほかにご質疑はございますか。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたしますが、ここで、説明者である鈴木毅議員の退席を求めます。

はい、すみません、はい、では佐藤議員のほうから説明ということですね。

○佐藤議員 委員長の計らいで、説明者の一人として、席しております、鈴木毅議員から、今大貫議員からご意見ありました、その中身が決まっていないというところに関して、私も予備自衛官であります、民間から上がっている者なので、つまびらかに実態というのを現役の自衛官の皆様、今どれだけ予算が足りない中で、困窮されているかというお話を委員長の許可がいただければ、ご説明をしたいと思っておりますし、もってそれによって、中身が決まらないまま、予算だけ倍増というのではないという点ですね。

むしろ、43兆円だって、本当はもっと必要な中でも、やっぱり財務省との、皆さんも報道などでご覧になっていると思いますが、財務省との駆け引きの中で、43兆円まで削られていってしまっているわけですし、ましてや防衛費、では、そんなに世界の中でもと言いますが、日本のGDPだって、世界の中で上から数えてという話ですから、それに見合った防衛費、確保していかなくてはならないし、今、また正確には今約5.5兆円ですから、基本的には11兆円に5年後にもっていくという中で、委員長の許可をいただければ、再度、鈴木毅議員から自衛隊員の今予算が足りないということで、お話できることと、できないことはありますが、ぜひ参考に、賛同していただける際の参考になればと思って、鈴木毅議員の発言を求めるものであります。

○藤田委員長 それでは、ただいまの質疑に対する説明という形であれば、認めますので、その説明の範囲内でから離れないような説明を求めます。

はい、ではよろしく申し上げます。鈴木毅議員。

○鈴木毅議員 ちょっとマスクしたままで、ちょっと声はあれなので、その質疑の範囲内ということになってくると、私もあまりしゃべれないのですが、今の現状をちょっと少しお話しせらうと、今宇都宮市において、栃木県においては駐屯地が2つあります。

北は北宇都宮の飛行隊という、ヘリ部隊がありまして、それで南が通称雀宮駐屯地という、通常の普通科部隊ですね、戦闘部隊が今配置されているのですけれども。

実際は、昭和25年前後に昔の陸軍の飛行場の跡地を利用して、今駐屯されているので

すけれども、現状はその当時のままの部分というのはすごいたくさんあります。

極端な話をしますけれども、例えば、射撃場が宇都宮駐屯地はあります。

射撃場のトイレはいまだにぼっとんです。

それで、おしっこのほうですね、小のほうも、ちょっと想像してみてください、下がコンクリートで、そのまま樋方式で左から右に流れて集まって、そのままためているという、地獄だめです。

これが現状です、それもその当時から変わっていない環境の中で、私らは訓練をしています。

射撃場だけではありません、駐屯地には、必ず教習所があります。

ですから、自衛隊員は民間の教習所はほとんど行っていないと思うのです、僕もそうですけれども、その教習所のトイレでさえも、いまだにくみ取りです。

4つくみ取りがあって、下の中がつながっているのですよね。

ですから、隣にしても、下で音が聞こえるのですよね、こういう話をしているかどうか分からないけれども。

あとね、泊まっている隊舎も、先ほど佐藤議員が言いましたけれども、耐震化には一切なっておりません。

私らが迅速に動けるような、やっぱり環境整備をするには、やはりそういった防衛費、僕ももちろん増税は反対です、だけれども、実際にそれを体験、経験している私からすると、まずそういった隊員の処遇改善から、これ宇都宮だけではないと思います。

そういったところも皆さんにちょっと理解はしてもらいたいかなと。

もちろんエアコンなんかもありません、夏は大変です。

防弾チョッキを着たら、はっきり言ってね、1日2キロぐらいやせます。

そんなところで、皆さん、クーラーないところに行ったことないでしょう、あまり、今のこのご時世で、実際ないのですよ、扇風機はありますけれども、そういった環境もありますし、まだまだ直すところも、あまりちょっと言えないのですけれども、もうちょっと極端な言い方をすると、例えば、トイレトペーパー、トイレトペーパーは、これは現役のときの話ですけれどもね、一月2ロールしかもらえないのですよ、私ら。

あとは全部自腹なのです。

そういったことも、そのこの日本の自衛隊において、航空と海上は、もちろん、これ海側と空ですから最優先で予算を回してくれるのですけれども、陸上は特に予算がほとんど回ってこないというのが現状で、2ロールで足りるのかという話なのですよね、ぶっちゃけ、僕は買っていました。

○藤田委員長 あまり逸脱しないようにお願いします。簡潔にお願いします。

○鈴木毅議員 こういう話もあるので、あまり、はい、脱線してしまうと、あれなので、とりあえず、そういったことが現実にこれ、現実です。

ほかにもいっぱい言いたいこと、たくさんありますけれども、ここら辺にしておきますけれども、そういったことで、増税には僕も、館野議員が言ったことはもうごもつともだと思えます。

復興税とかね、法人税とか、いろいろあるのですけれども、だけれども、本当はね、公務員はその政治的関与せずなのでね、言いたいことも言えないのですよね。

だから、僕が代わりに、僕と佐藤議員が代弁しているというのをちょっとご理解して、意見とさせてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○藤田委員長 説明は以上でございます。

それでは、お諮りいたしますので、鈴木毅議員の退席を求めます。

(鈴木毅議員 退席)

○藤田委員長 それでは、改めまして、お諮りいたします。

議員案第1号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、異議ありとのご意見ありましたね。

異議ありということで、挙手により採決いたします。

○佐藤委員 私は、今、今度説明人の立場ではなくて、審議する側なので、ここで我々に何かこう意見を交わすという場はないのですね、もう採決ですね。

(「もう採決でいいんじゃないの」と言う者あり)

(「だから異議ありだから採決じゃないのですか、だから早く」と言う者あり)

○佐藤委員 採決しましょう。

○藤田委員長 はい。挙手による採決をいたします。

それでは、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

○藤田委員長 はい、ありがとうございました。

挙手少数であります。

したがって、議員案第1号については、原案を否とすべきものと決しました。

それでは、次に、議案第1号 令和5年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長、秋澤です。よろしくをお願いします。

それでは、議案第1号 令和5年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、総合政策部、会計課、選挙管理委員会事務局及び監査・公平委員会事務局所管の関係予算の主な内容について、私のほうからご説明をさせていただきます。

令和5年度「予算に関する説明書」一般会計の7ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

上から2段目の、6款 法人事業税交付金につきましては、令和2年度の税制改正に伴いまして、法人市民税法人税割の減収分を補填するため、県の法人事業税の一部を市に交付するものであります。

令和5年度におきましては、本年度、令和4年度の交付実績見込みなどから、前年度対比11.1%増の2億円を計上いたしました。

その下段、7款 地方消費税交付金につきましては、本年度の交付実績見込みなどから、前年度対比4.3%増の24億円を計上いたしました。

一番下になりますけれども、11款 地方交付税の説明欄、普通交付税につきましては、市税収入見込みの状況や、国が示す「令和5年度地方財政計画」等を勘案し、前年度対比4.1%減の51億円を計上いたしました。

17 ページをお開きください。

中段の、15 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金の説明欄の 2 行目、地方創生事業費国庫補助金 3 億 6,899 万 8,000 円につきましては、水源地域振興拠点施設整備事業費等の財源として計上するものでありまして、補助率は対象事業費の 2 分の 1 となっております。

また、説明欄の一番下になりますけれども、行政情報ネットワーク管理事業費国庫補助金 1,316 万 7,000 円につきましては、基幹業務システムの自治体間の統一化・標準化を図るための標準システムへの移行に要する費用の財源として計上するものであります。

こちらは、補助率は 10 分の 10 となっております。

23 ページをお開きください。

16 款 県支出金、2 項 1 目 総務費県補助金の説明欄の上から 2 行目、市町村総合交付金事業費県補助金につきましては、本年度の交付実績見込みを基にしまして、3,423 万 5,000 円を計上いたしました。

また、説明欄のその 2 行下になりますけれども、地方創生事業費県補助金 388 万 4,000 円につきましては、都市住民等を対象とした移住支援補助金などを計上したものであります。

少し飛びまして、31 ページをお開きください。

中段のところから若干上になりますけれども、18 款 寄附金、1 項 1 目 総務費寄附金の右側の、2 節 ふるさとかぬま寄附金につきましては、本年度のふるさと納税の受け入れ状況を踏まえ、3 億円を計上いたしました。

33 ページをお開きください。

一番上の、19 款 繰入金、1 項 2 目 栗野財産区繰入金につきましては、財産区議会議員選挙の執行に要する経費のほか、栗野地区における防犯灯電気料補助や自治公民館修繕補助等の財源の一部として、栗野財産区から繰り入れるものであります。

次の、2 項 基金繰入金につきましては、それぞれ各基金からの繰り入れを行うものであります。

このうち、2 目 新型コロナウイルス対策基金繰入金 1,303 万 3,000 円につきましては、市内中小企業のデジタル化の支援及び小中学校における情報教育推進事業の財源として、繰り入れを行うものであります。

一つ飛びまして、4 目 かぬま・あわの振興基金繰入金 5 億 8,089 万 3,000 円につきましては、このうち、基金の利子分及び前年度に受け入れましたふるさとかぬま寄附金、こちらの使途目的ごとに、協働のまちづくり推進事業や観光イベント事業など、9 事業の財源として繰り入れるものが 1 億 2,208 万円であります。

このほか、元金分取り崩しまして、鹿沼インター産業団地整備事業や、医王寺金堂茅葺屋根や奈佐原文楽の収蔵庫等の修繕補助、こちらの財源として、4 億 5,881 万 3,000 円を繰り入れるものであります。

次に、37 ページをお開きください。

22 款 市債、1 項 6 目 臨時財政対策債につきましては、国の地方財政計画等を踏まえ、前年度比 76.7%減の 2 億 8,000 万円を計上するものであります。

次に、41 ページをお開きください。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

2款 総務費、1項 1目 一般管理費につきましては、そのほとんどが経常的な事務経費となっております。

46 ページをお開きください。

46 ページ、説明欄の上から3つ目の丸印になっていますけれども、防災対策推進費 1,958万1,000円につきましては、自主防災会への資機材支給経費、また、防災情報伝達システム、災害情報共有システム等の保守料などを計上するものであります。

48 ページをお開きください。

説明欄の上から4つ目の丸、ふるさと納税推進事業費 1億4,475万9,000円につきましては、ふるさと納税をしていただいた方への返礼品等の関係経費、こちらを計上したものであります。

49 ページをお開きください。

2目 総合企画費の説明欄の、上から2つ目の丸、企画調整事務費 313万4,000円につきましては、市政75周年記念事業やロゴフォーム、AI音声認識システム導入等に係る費用を計上したものであります。

その2つ下の丸、まちづくり戦略事業費 1,710万3,000円につきましては、地域おこし協力隊の活動経費や本市への移住支援補助金のほか、花木センター道の駅化に向けた調査費用等を計上したものであります。

3目 行政情報システム管理費の説明欄、行政情報ネットワーク管理事業費 3億1,345万5,000円につきましては、行政情報ネットワークの維持管理経費、システム利用料などのほか、RPA等の運用経費などを計上したものであります。

51 ページをお開きください。

4目 広報広聴費の説明欄の一番上、広報広聴活動費 1,922万6,000円につきましては、広報紙の発行や市ホームページの運用等に係る経費のほか、来年度は世論調査に要する経費を計上したものであります。

54 ページをお開きください。

説明欄の一番上、営業戦略費 500万1,000円につきましては、いちご市をPRするためのイベント開催費やデジタル広告費などを計上したものであります。

65 ページをお開きください。

中段付近の11目の地域振興費になりますが、こちらにつきましては、68ページをお開きください。

説明欄の一番下、かぬま・あわの振興基金積立金 3億284万7,000円につきましては、ふるさと納税による寄附受け入れ額及び基金利子収入を積み立てるものであります。

少し飛びまして、次に、77ページをお開きください。

中段の、4項 3目 栃木県議会議員選挙費 2,449万6,000円、79ページになりますけれども、4目 市議会議員選挙費 8,468万6,000円、その下の、5目 財産区議会議員選挙費 286万3,000円につきましては、令和5年度に執行が予定されております、栃木県議会議員選挙、市議会議員選挙及び栗野財産区議会議員選挙の関係経費について計上したものであります。

次に、81ページをお開きください。

5項 2目 基幹統計費 574万4,000円につきましては、5年ごとに実施されております住宅・土地統計調査、こちらの関係経費などを計上したものであります。

大きく飛びまして、次に、229ページをお開きください。

一番下になりますが、12款 公債費につきましては、市債借り入れ先からの償還予定に基づき、元金及び利子の償還に要する経費を計上したものであります。

以上で、令和5年度一般会計予算のうち、総合政策部等所管の主な関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 おはようございます。行政経営課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

続きまして、行政経営部所管の関係予算の主な内容についてご説明いたします。

令和5年度「予算に関する説明書」一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款 市税、1項 1目 個人につきましては、昨年度は、コロナ禍での影響によります所得の減少を想定しておりましたが、経済活動の正常化が進んでいることから、前年度比10%増の50億6,951万1,000円を計上いたしました。

次に、2目 法人につきましても、令和4年度の決算見込み額から前年度比9.6%増の12億3,003万6,000円を計上いたしました。

次に、2項 1目 固定資産税であります、「土地」につきましては、地価下落による減収が見込まれるものの、「家屋」につきましては、新築・増築による増収、「償却資産」につきましては、過去5年間の動向から増収が見込めることによりまして、前年度比2.0%増の67億1,175万3,000円を計上いたしました。

5ページをお開きください。

上から2段目、6項 都市計画税につきましても、固定資産税と同様の理由から、前年度比1.4%増の7億9,703万4,000円を計上いたしました。

次に、9ページをお開きください。

一番下、14款 使用料及び手数料、1項 1目 総務使用料についてであります、1節 総務管理使用料の説明欄の一番下、市庁舎等行政財産使用料 775万9,000円につきましては、旧粟野庁舎などの使用料を計上いたしました。

次に、13ページをお開きください。

下段の、2項 1目 総務手数料の説明欄、1節 徴税手数料につきましては、これまでの実績を基に推計し、2行目、不動産納税証明手数料は490万6,000円を、ページ変わりまして16ページをお開きください、説明欄、上から2行目の督促手数料は180万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、25ページをお開きください。

一番下、16款 県支出金、3項 1目 総務費委託金の説明欄、2節 徴税费委託金 1億7,395万7,000円につきましては、個人県民税の賦課徴収の取り扱いに対する県からの委託金として計上したものであります。

27ページをお開きください。

中ほどの17款 財産収入についてであります、29ページをお開きください、1項 2

目 財産貸付収入の説明欄 2 行目の、土地・建物賃貸料 1,589 万円につきましては、土地や建物の貸し付けのほか、自動販売機設置、市民課前にあります広告付き窓口番号表示システムの設置などによります収入であります。

次に、中段の、2 項 1 目 不動産売払収入の右側説明欄の一番上、不動産売払収入 3,198 万 3,000 円につきましては、市有地 6 区画などの売り払いを見込んだものであります。

31 ページをお開きください。

一番下、19 款 繰入金についてであります、恐れ入ります、33 ページをお開きください、2 項 基金繰入金の、1 目 庁舎建設基金繰入金 1 億 9,107 万 8,000 円につきましては、新庁舎整備等の財源として繰り入れるものであります。

一つ飛びまして、3 目 公共施設整備基金繰入金 6 億 5,670 万 8,000 円につきましては、水源地域振興拠点施設整備等の財源として繰り入れるものであります。

35 ページをお開きください。

一番下、21 款 諸収入、4 項 3 目 雑入についてであります、説明欄 4 行目、派遣職員収入 1,945 万 6,000 円につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合、栃木県消防学校及び宇都宮西中核工業団地事務組合に派遣いたします職員 3 名分の人件費相当額を収入として計上したものであります。

37 ページをお開きください。

22 款 市債、1 項 市債、1 目 総務債についてであります、説明欄の 2 行目、新庁舎整備事業債 4,830 万円につきましては、新庁舎の備品購入の財源として計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

少し飛びまして、46 ページをお開きください。

2 款 総務費、1 項 1 目 一般管理費の説明欄、1 つ目の丸にあります、契約検査事務費 1,478 万 8,000 円につきましては、電子入札システム処理委託やとちぎ建設技術センターへの工事検査業務委託等の費用を計上したものであります。

48 ページをお開きください。

同じく、一般管理費の説明欄、2 つ目の丸にあります、職員研修費 973 万 6,000 円につきましては、新規採用職員研修や各種専門研修の負担金など、職員の研修に係る経費を計上したものであります。

その下、福利厚生費 1,206 万 2,000 円につきましては、職員の健康診断やストレスチェック等の委託料のほか、メンタルヘルス研修講師謝礼やカウンセラーの報酬などを計上したものであります。

少し飛びまして、57 ページをお開きください。

一番下の、8 目 財産管理費についてであります、恐れ入ります、59 ページをお開きください、右側の説明欄の一番上、庁舎等維持管理費 1 億 788 万 4,000 円につきましては、市本庁舎の施設管理に係る費用に加えまして、5 月末までの東京電力パワーグリッド株式会社鹿沼事務所の建物借上料を計上したものであります。

62 ページをお開きください。

説明欄の 2 つ目の丸、新庁舎整備事業費 1 億 5,308 万 3,000 円につきましては、備品

購入及び動産移転管理業務、オフィス設計等アドバイザー業務などに係る費用を計上したものであります。

63 ページをお開きください。

9 目 集中管理費についてであります。右側の説明欄の一番下の丸、公用車等管理費 2,450 万 4,000 円につきましては、公用車の燃料費、自動車保険、リース料を計上したものであります。

少し飛びまして、73 ページをお開きください。

2 項 徴税費、2 目 賦課徴収費についてであります。右側の説明欄の 2 つ目の丸、賦課事務費 1 億 148 万 4,000 円につきましては、次期評価替えに伴う路線価資料作成に要する経費など、課税事務に要する費用を計上したものであります。

次に、3 つ目の丸、徴収事務費 1,792 万 1,000 円につきましては、市税の徴収事務に要する電算処理委託料、各種帳票類印刷費のほか、令和 5 年度から対象税目が拡大します「地方税共通納税システム」や令和 5 年度から開始する「預貯金取引照会システム」の利用料など、徴収事務に要する費用を計上したものであります。

以上で、令和 5 年度一般会計予算のうち、行政経営部所管の主な関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 おはようございます。生活課長の佐藤です。よろしくお願いたします。

では、続きまして、令和 5 年度鹿沼市一般会計予算のうち、市民部関係予算の主な内容について説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

「予算に関する説明書」、一般会計の 11 ページをお開きください。

14 款 使用料及び手数料、1 項 3 目 衛生使用料、右側のページ、1 節 保健衛生使用料の説明欄、4 行目 見笹霊園永代使用料 1,208 万円は、見笹霊園内墓地の新規に使用する 39 区画分を見込んだものであります。

次に、17 ページをお開きください。

2 段目、15 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金、右側のページ、2 節 戸籍住民基本台帳費国庫補助金 2,002 万 7,000 円は、マイナンバー関係事務の委託に係る交付金であります。

また、その下の段、2 目 民生費国庫補助金の、1 節 社会福祉費国庫補助金、説明欄一番下の行、DV・女性保護対策等支援事業国庫補助金 303 万 9,000 円につきましては、DV・女性保護対策のための女性相談員の手当及び活動に係る補助金であります。

次に、23 ページをお開きください。

16 款 県支出金、2 項 1 目 総務費県補助金の説明欄、上から 6 行目、バス路線対策費県補助金 253 万 6,000 円は、リーバスの円滑な運行に対する県補助金であります。

続いて、歳出について、説明いたします。

55 ページをお開きください。

2 款 総務費、1 項 5 目 交通対策費の説明欄、1 つ目の丸、バス路線対策費 2 億 339 万 8,000 円は、市民生活の足を確保するためのリーバス及び予約バスの運行等に要する経費であり、そのうち、2 億円が運行事業者への補助金であります。

次に、61 ページをお開きください。

8 目 財産管理費の説明欄、1 つ目の丸、コミュニティセンター維持管理費 6,702 万 8,000 円につきましては、市内 14 コミセンの光熱水費や施設の修繕費、清掃業務をはじめとする各種委託料に係る経費であります。

次に、67 ページをお開きください。

11 目 地域振興費の説明欄、1 つ目の丸、地域のチカラ協働事業費 9,000 万円は、市内 17 地区で取り組む防犯、福祉、環境などの事業や、住民主体により地域の課題解決や地域振興に取り組む持続可能な事業を支援するための補助金であります。

次に、75 ページをお開きください。

3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費の説明欄中段、住民基本台帳費 2,056 万 5,000 円は、印鑑証明や住民票などの証明書の交付、住民異動などの届出処理や、マイナンバーカードの交付などに係る経費であります。

次に、97 ページをお開きください。

3 款 民生費、1 項 5 目 人権対策費の説明欄、上から 2 番目の丸、人権施策推進事業費 232 万 6,000 円につきましては、人権意識高揚のための啓発や講演会の開催に要する経費であります。

次に、99 ページをお開きください。

6 目 女性青少年費、説明欄、上から 4 番目の丸、男女共同参画推進事業費 358 万 7,000 円につきましては、男女共同参画推進指導員の報酬及び講座や講演会等の学習機会の提供に要する費用であります。

次に、127 ページをお開きください。

4 款 衛生費、1 項 7 目 墓地埋葬費の説明欄、1 つ目の丸、斎場費 3,802 万 1,000 円につきましては、火葬業務委託料のほか、施設の維持管理等に係る経費であります。

次に、129 ページをお開きください。

説明欄、上から 2 番目の丸、見笹霊園費 549 万 1,000 円につきましては、霊園内の清掃管理業務委託料のほか、施設の維持管理に係る経費であります。

以上で、令和 5 年度鹿沼市一般会計予算のうち、市民部の主な関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 若林消防総務課長。

○若林消防総務課長 おはようございます。消防総務課長の若林です。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第 1 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、消防本部において所管する予算の主な内容について、ご説明いたします。

令和 5 年度「予算に関する説明書」一般会計の 15 ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

14 款 使用料及び手数料、2 項 5 目 消防手数料につきましては、法令等に基づく危険物タンクの検査手数料などで、令和 4 年度の上半期の実績から推計し、1,352 万 4,000 円を計上いたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。

185 ページをお開きください。

9款 消防費、1項 1目 常備消防費につきましては、そのほとんどが経常的経費でございます。

主な内容につきましては、186ページをご覧ください。

説明欄の上から一番下の丸、消防庁舎維持管理費のうち、12節 委託料、次のページに移りまして、188ページ、同じく説明欄、上から4行目、測量・設計・監理の250万円につきましては、消防本部に設置しております非常用発電機を更新するための工事設計業務委託費でございます。

さらに、同じページの説明欄、上から2つ目の丸、通信システム費のうち、12節 委託料につきましては、高機能消防指令センターの情報系機器が、消防救急デジタル無線整備に、平成27年度に対応改修してから耐用年数を迎えたため、更新に要する経費でございます。

191ページをお開きください。

9款 消防費、1項 2目 非常備消防費、192ページの説明欄、上から2番目の丸、消防団費2,465万円ではありますが、消防団員の公務上の補償に伴う、公務災害補償等負担金、及び被服等に要する経費でございます。

以上で、令和5年度一般会計予算のうち、消防本部において所管する主な予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、11時10分といたします。

(午前11時01分)

○藤田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

○藤田委員長 議案第1号につきまして、質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 4ページの歳入の個人市民税なのですが、前年度からの伸びが相当あるのですが、1割以上上がっているのですが、こんなに景気次第によって、市民の所得というのは向上するのを見込めるものなのですか。

答弁をお願いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくをお願いいたします。

今佐藤委員のほうからご質問のあった件なのですが、まず均等割のほうなのですが、これについては、今回納税義務者を5万1,000人と見込みまして、調定額で1億7,850万円、前年度対比で0.5%の増を見込みました。

それと所得割につきましては、令和4年の10月直近の調定額と令和3年の決算額を比較しまして、3.3%の伸びを示しているということから、コロナの影響が見られないため、平成29年度から令和3年度までの平均額としました。

それで、調定額で48億8,928万8,000円、前年度対比で10.5%といたしました。

それで、実は令和4年度のときに、コロナの影響があるということで、給与所得については5%でしたっけね、まあ減るだろうという見込みで当初、令和4年度のときはそういうふうなことで低く見積もっていたのですね。

それで、今回、まあコロナの影響も、実績を見ますと、それほど影響がないということで、令和4年度並みの調定額ということで上げさせていただきました。

説明は以上になります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございました。

この、では、ここ2、3年というのの市税の推移というのを概説してもらえませんか。コロナによってどうだったのか、思ったより下がっていなかったのか、下がっていたのか、また、直近になってまた回復傾向だったのか、概観で構いませんので、詳細な数字は求めません。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 では、すみません、当初の調定ということで、ちょっと述べさせていただきたいのですけれども、これはですね、令和元年度が12億2,315万1,000円、それと令和2年度が10億6,883万1,000円、それと令和3年度が8億3,700万4,000円、それと令和4年度、これは見込みということでご理解いただきたいのですけれども、11億2,433万6,000円というふうな形で推移しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。横尾委員。

○横尾委員 46ページ、総務費、防災対策推進費ということで、いろいろあるかと思うのですけれども、細かく聞けたらと思います。

それともう1点、続けてよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい。

○横尾委員 いいですか。

○藤田委員長 同じところであれば。

○横尾委員 1点ずつでいいですか。

○藤田委員長 はい。

○横尾委員 では、それだけお願いします。

○藤田委員長 では、防災対策推進費について、お願いいたします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 防災対策推進費、その主なものということでよろしいでしょうか。

金額の大きなものからいきますと、12節の委託料になります。

この委託料の中でも、電算処理が680万2,000円を計上しております。

これにつきましては、新庁舎の整備に伴いまして、現在導入をしております5つのシステム、Jアラートですね、これは全国瞬時警報システム、そのほか、栃木県の防災情報ネットワークシステム、あとは、地震が起きた際の震度情報ネットワークシステム等の移設ですね、移設に要する費用、これを680万2,000円を計上しております。

また、この一段上の電算機器保守ということで、これにつきましては、その他のシステムとしまして、防災情報伝達システムの@インフォカナルと災害情報共有システム、これは災害が発生した場合に庁内で災害情報を共有して、情報一元化して、災害対策に役立てるというふうな目的で導入したシステムでございます。

また、防災情報メールということで、こちら、これらのシステムの保守費用として478万円を計上しているところでございます。

また、その次に大きなものとしましては、10節の需用費ですね、消耗品費というふうなことで332万2,000円を計上しておりますけれども、こちらにつきましては、新たに自主防災組織、自主防災会を設立した団体に対します資機材の支給、あるいは備蓄用の水や食料、これらに要する経費を計上いたしております。

以上が、防災対策推進費の主な予算となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 横尾委員。

○横尾委員 市議会議員の選挙の年、4年に一度のときは、必ず水害が出るというふうに思っていて、4年おきに水害がくるとすれば、今年の秋はそういう年になるのではないかなというふうに思っています。

起きてからでは間に合わないと思いますし、前回のことをいろいろ肝に銘じてやっていかないと、これはもう、ああいう災害は体験はしたくないということなので、そういうことを肝に銘じてやっていただければというふうに思います。

以上です。

○藤田委員長 では、ほかに質疑のある方は。佐藤委員。

○佐藤委員 不動産売払収入、30ページですね。

6区画見込みとありましたが、これはもう実際にある程度めどが立っている話なのでしょう、具体的にどの区画云々というものなのでしょう。

説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤です。よろしくをお願いいたします。

不動産売払収入、市有地の公売物件ですね、6件ということで、西鹿沼町とか、石橋町、口栗野の旧栗野町で分譲しました桑楓台の2カ所と、緑町1丁目、こちらのほうで6区画ほどございます。

当面はこちらのほうですね、今年度の予算ということで売り払いということで出させていただいております。

まだ、こちらのほうについては、売れる相手といますか、そういったものはまだ、今公告中といますか、公売中とどうか、形でホームページ等でも出しているところでございます。

まだ売り手については未確定でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 まあ本当に売れるといいと思うのですが、この6区画というのは、新年度から新規に売り出しになるものなのか、今年度も、もう既に売りに出していて、やはり当初予算では売払収入として見込んでいたものなのでしょうか、どちらでしょうか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

こちらは、長年といますか、昨年度も、令和4年度も載せていた物件でございます。なかなか地理的要件とか、金額的な要件もあるかとございますけれども、売れないで

残っているという物件という形になります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 ちょうど同じく今の30ページですね、この命名権料収入ですか、これ、まあネーミングライツだと思うのですけれども、これについて、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 命名権の収入でございます。

詳細のほう、お答えさせていただきたいと思います。

まず、こちらは現在、サンエコ自然の森サッカー場、こちらが50万円で命名権のほうですね、なっております。

そのほか、ヤオハンいちごパーク、こちらが年間52万円、それと、TKCいちごアリーナ、こちらが年間120万円です。

それから、4月からになりますけれども、かぬまケーブルテレビホール、今の文化センターですね、こちらのほうが年間80万円ということで、総額302万円ということで、年間の収入を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、そうすると、何年契約になっているのですかね。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 こちらについては、ちょっと改めて調べまして、答弁させていただきます。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、続きまして、先ほどの46ページの横尾委員が質問している防災対策推進費ですけれども、この中で自主防災会の話が出ましたけれども、自主防災会のほうですと、予算、いくらぐらいになっているのでしょうか。

ちょっと教えてください。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 こちら46ページの一番下に補助金ということで、コミュニティ活動育成事業というのがございます。

200万円を計上しておりますけれども、これが自主防災会の資機材の購入等に対する助成ということで、基本的には1団体当たり20万円の10団体を予定しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 前にちょっと自主防災会、大体1団体当たり50万円ぐらい、50万円か100万円ぐらいというふうに何か聞いた覚えがあるのですけれども、いくらか減額になったのですか、これ。

○藤田委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 自主防災会を設立、今までなくて設立する場合には、基本的に50万円というふうなことで、資機材等の支給を行っております。

それで、もう既に自主防災会があって、その活動に必要なものについては、今申し上げました20万円の補助金を補助しているというふうな状況でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では新しくその自主防災会、まだ全地区に、まだできてないところありますよね、まだね。

それはどこに、ここには載っていないのですか。

○藤田委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 現在自主防災会につきましては、自治会の数でいきますと、自治会数が148ございます。

そのうち、今年度までに139の自主防災会が設立がなされておまして、残り、未設立が9の団体というふうなことでございますので、具体的にどこというの、設立をするのは、支援をするのはどこというのは現時点ではまだ定まっておられませんけれども、令和5年度につきましても、引き続き積極的に防災会の設立に向けた支援等を行ってきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑は、あ、すみません。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤です。

先ほどの命名権料の関係ですね、いつまでということでもございましたけれども、サンエコ自然の森サッカー場、こちらについては2022年の11月13日から2026年の3月31日まで。

ヤオハンいちごパークにつきましては、2021年の1月1日から2024年の3月31日まで。

TKCいちごアリーナにつきましては、2021年の3月1日から2024年の3月31日まで。

かぬまケーブルテレビホール、こちらにつきましては、今年の4月1日から2026年の3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 では、鈴木委員。

○鈴木委員 これが、先ほどの金額が年契約ですよ。

○藤田委員長 佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 はい、年間の金額でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

これに関連してということ、では鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、まだ、よく私わからないのですが、このネーミングライツの件の応募者の契約の仕方と、それからその契約が切れたときの更新、また新たに参入する業者がいた場合のその取り扱いについてはどういうふうな感じでやっているのでしょうか。

○藤田委員長 佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 それでは、ご説明をいたします。

こちらにつきましては、募集期間がございまして、4月1日から8月31日までということで、公募のほうをさせていただいております。

それで、協定期間につきましては、原則3年以上ということで、最低でも3年はやっていただくというような形になります。

それで、委員ご質問の競合した場合といいますかね、そういった場合につきましては、競合しなくてもなのですが、審査のほうを行います。

こちらは提案審査委員会というのがございまして、そちらを開催いたしまして、提案内容を、事業者からの提案内容を対象とするのか、対象とした場合、その要否ですね、オーケーにするのか、だめにするのかということ審査をいたします。

審査方法につきましては、経営の安定性とか、あとは社会貢献実績とか等々ですね、こちらを5段階評価をいたしまして、審査のほうを行っております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 すみません。税務課長の諏訪です。

先ほど佐藤委員のほうから、個人市民税の推移ということで、こちらのほう数字読ませていただいたのですけれども、ちょっと読むところを間違えてしまいまして、訂正をさせていただきたいのですけれども。

個人市民税の、これは調定額、当初になります、それで、令和元年度が48億7,272万1,000円、それと、令和2年度が49億861万4,000円、令和3年度が45億611万3,000円、それで、令和4年度につきましては、これは実績見込みということで、46億1,725万2,000円となります。

大変申し訳ございませんでした。

○藤田委員長 ほかにご質疑のある方はいらっしゃいますか。佐藤委員。

○佐藤委員 庁舎建設基金繰入金、34ページなのですけれども、もう市役所大体できていますけれども、いろいろ備品購入云々というので、支出は聞いていますけれども、この約2億円繰り入れると、新年度というのは、もう庁舎建設に係る支出や繰り入れというのは、これが最後というふうに見込まれますか、いかがでしょうか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしく願いいたします。

佐藤委員の質疑にお答えいたしますと、令和5年度で新庁舎のほうで完成しまして、引っ越し、5月8日に完全開庁という形になりますので、令和5年度の当初予算、今回で計上しております繰り入れ、それで事業のほうは終了する予定でございまして。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑のある方はいらっしゃいますか。鈴木委員。

○鈴木委員 52ページの広報広聴活動費、広報紙とか、ホームページ、あと世論調査、世論調査、2年に一回行われる世論調査ということですが、この世論調査について、ちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。よろしく願いいたします。

世論調査、2年に一回開催しておりまして、前回総合計画策定に当たりまして、その際調査項目を増やしまして、2つの調査票で行っております。

対象者は鹿沼市内に在住の18歳から80歳未満の方、2,000名に調査票を送って、回答に関しましては紙の回答、または前回からインターネットを通して回答を受けるようにしましたので、そちらと同じような形で今回もやっていきたいと考えております。

説明は以上です。

○藤田委員長 よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木委員 この世論調査というのは、前は総合計画に生かされたという、そういう認識ですか。

○藤田委員長 齋藤営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 はい、おっしゃるとおりです。

そちらのほうに反映をさせて、調査のほう、させていただきます。

説明は以上です。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、大体2年に一回やるのですけれども、総合計画というのは、あれ5年か10年に一回ですね。

そうすると、その総合計画をつくらないときはどういうふうな感じで生かされるのでしょうかね。

○藤田委員長 齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 総合計画のほかに、日々の各部局からの各施策の経過観察をするような形でも、同じような質問をして、その流れなどを比較できるような形でやっておりますので、総合計画のみならず、全体の市の行政の調査ということで、2年間に一回やっております。

説明は以上です。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もうちょっと、最初に聞くの忘れてしまったのですけれども、そうすると、この世論調査、調査費用というのはいくらぐらいなのですか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 はい、今回調査費用としましては、電算処理費用といたしまして、120万1,000円、こちらのほうを計上させていただいております。

説明は以上です。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。佐藤委員。

○佐藤委員 世論調査の補足ですけれども、新年度はどういった項目、定期的なものは把握していますけれども、追加でいろいろ毎回変わるではないですか。

どういった、何か予定ありますか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

先ほど申しましたが、経過観察をしながらやっていく項目のほかに、庁内で新たに調査項目を伺いを立てます。

そちらの中から政策に合う、新しい政策を導き出していけるような項目などを抽出さ

せてもらいまして、追加項目を出して調査をしていくという流れになっております。

説明は以上です。

○藤田委員長 いいですか、はい。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。大貫桂一副委員長。

○大貫桂一副委員長 選挙費の中の79ページになりますが、市議会議員選挙、8,468万6,000円についてはあれなのですが、前回の選挙費、どのくらいかかっているか、ちょっとお示しいただきたいのですが。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。湯澤選挙管理委員会事務局長。

○湯澤選挙管理委員会事務局長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

令和元年度の市議会議員選挙におきましては、決算といたしまして、6,563万4,880円ほどかかっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 大貫副委員長。

○大貫桂一副委員長 結構2,000万円近く上がっている理由、何かございますか。

○藤田委員長 湯澤選挙管理委員会事務局長。

○湯澤選挙管理委員会事務局長 ただいまの再質疑にお答えをいたします。

まず人件費のほうですね、手当の部分を若干大目にとっております。

こちらにつきましては、夜間の開票ですとかが長期になることを想定をしているものもあります。

また、ポスター掲示場ですとか、あと掲示場自体ですとか、設置する工事費ですとか、あとは備品等々につきましては、入札等などにより行っておりますので、こちらの予算より低く抑えられているということがあるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 大貫副委員長。

○大貫桂一副委員長 ありがとうございます。

○藤田委員長 いいですね、はい。

では、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。佐藤委員。

○佐藤委員 36ページの派遣職員収入なのですが、これはいつもかかっているのですか、この1,945万6,000円は、これは毎年かかっているやつですか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくようお願いいたします。

こちらの派遣職員収入ですが、今年度、令和4年度につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に1人と、あとは栃木県消防学校にお一人で、2人分でございます、来年度、令和5年度につきましては、そちらに、広域連合と消防学校にプラスして、西中核工業団地のほうに派遣職員、職員派遣するということで3名分、1名追加で計上しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 新年度でその増える、西中核工業団地というのは、今までは出していなかったのに、新年度で変わるというのは、何か事情があるのですか。

説明願います。

○藤田委員長 小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

西中核工業団地につきましては、2年に一度、栃木市と鹿沼市と交代で出しているような形になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑ある方はいらっしゃいますか。鈴木委員。

○鈴木委員 56ページのこのバス路線対策費、2億339万8,000円ですね、この点について、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

バス路線対策費 2億339万8,000円につきましては、この内訳のほとんどがバス路線維持費ということで、運行事業者への補助金、これが2億円となっております。

こちらにつきましては、リーバス・予約バス、また、関東自動車で運行しております宇都宮・鹿沼線の赤字の部分、こういったところに対して、運行経費から運送収入を差し引いた赤字分について、市のほうから補助金ということで交付しているものになります。

こちらにつきましては、最近の燃料費の高騰分とか、そういったところ、あと、コロナによる利用者の減少、これによる運賃収入の減などを鑑みまして、2億円という金額のほうを計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、これ、燃費、ガソリン代の値上げとか、その増額分も見込んでこの中に入っているということですね。

○藤田委員長 佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 はい、委員のおっしゃるとおりです。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。佐藤委員。

○佐藤委員 臨時財政対策債、38ページですね、2億8,000万円って、大分前年度よりも減ることなのですからけれども、背景や事情などを説明願います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思うのですが、臨時財政対策債、こちらにつきましては、委員御存じだと思うのですが、普通交付税、こちらの財源の不足分、国のほうでの財源不足分を補うために、その不足分を国と地方で折半して負担しようということで、この地方分がこの臨時財政対策債というもので、借金をして賄ってくださいというものです。

それで、この臨時財政対策債につきましては、国のほうから普通交付税算定時、大体毎年7月頃になるのですが、その算定時において、発行可能額というものが示されます。

それで、こちらにつきましては、令和4年度、本年度ですね、本年度いくらが示され

たかという、4億8,887万9,000円、こちらが前年度、令和4年度に示された発行可能額となっております。

それで、実際の発行額、まだ今の段階では予定額になりますけれども、ほぼ満額となる4億8,800万円、これを発行する予定であります。

それで、来年度なのですけれども、来年度の予算については、毎年度国のほうで、毎年12月から1月にかけてなのですが、次年度の地方財政対策、これが国会に審議が上がると地方財政計画というものになるのですけれども、これが示されます。

それで、来年度、この臨財債の見通しにつきましては、国のほうで示されたのが、前年度と比較しまして、かなり大幅に減となりまして、臨財債が44.1%、こちらが来年度減ということで示されました。

それなので、来年度の予算につきましては、本年度の発行可能額、4億8,800万円、こちらにマイナス44.1%、この分を減額したもので、2億8,000万円という計上をしております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 理解としては、新年度は、総務省からの方針に対しての示される額に対して、ほぼ今可能な満額を見込んでいるという認識で大丈夫なのですね。

○藤田委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 はい、そのとおりです。

○藤田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっととんで128ページの、この斎場費ですけれども、委託料も入っているということですが、この点に、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

斎場費としましては、火葬業務の委託ということで、年間で1,366万7,000円、こちらが火葬業務の委託料となっております。

1,366万7,000円、これが火葬業務の年間の委託料となっております。

では、ここだけでよろしいですかね。

はい、すみません。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 委託業者の名前と、今、もう大体あれですか、1回変わって、もう随分なっていますよね。

何年ぐらいたっているのですか、教えて。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 すみません。

委託業者につきましては、株式会社元創というところに委託しております。

それで、こちらにつきましては、今年度、令和4年4月1日から、長期ということで、令和7年3月31日までの契約となっております。

以上で説明を終わります。

- 藤田委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 この斎場の運営に関しては、いろいろ市民の声なんかも、意見なんかもありましたけれども、今は大体運営のほうは、今問題なく運営されていると、そういうふうな認識でよろしいわけですか。
- 藤田委員長 佐藤生活課長。
- 佐藤生活課長 施設のほうがかなり老朽化しているという状況ではありますが、そちらのほう、適時改修等をしながら、市民の方には支障を来たさないように、ご利用いただいているというふうに考えております。
- 以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 令和7年まで契約ということで、そうすると、令和7年になった場合には、やはりまた募集をかけて、また申し込みがあった業者をまた評価して、契約するというような感じに、その契約方法について教えてください。
- 藤田委員長 佐藤生活課長。
- 佐藤生活課長 令和6年度いっぱいということになりますので、令和6年度中に募集をしまして、競争入札ということで、申し込みのほうをいただいて、金額のほうを出していただいて、落札するというふうな形で、次の業者のほうを選定するということになります。
- 以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 では、ほかにご質疑ある方。佐藤委員。
- 佐藤委員 今の関連なのですけれども、死亡数増加によつての火葬件数増加云々での、委託料の増加というのを何か見込んでいるのでしょうか。
- この斎場費全般を含めてお聞きします。
- 藤田委員長 佐藤生活課長。
- 佐藤生活課長 今回につきましては、令和4年度から令和6年度までということで、これまでの死亡件数等の状況等で契約をしておりますので、このところ、まあ、実を申しますと、今年度は死亡者若干多いところではあったのですが、それについての特段の増額というようなことはなく、この契約の中で対応させていただいております。
- 以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 ほかにご質疑はありますか。鈴木委員。
- 鈴木委員 ちょっとこれ長くなってしまうのですけれども、時間がくるまでちょっと続けさせていただきますけれども。
- 藤田委員長 簡潔にお願いいたします。
- 鈴木委員 いや、いくつか質問項目があるの。
- 藤田委員長 時間くるまでというのと。
- 鈴木委員 これの9款の185ページの消防費なのですけれども、消防費なのですけれども、これが飲料水兼用耐震性貯水槽が用途変更されるということで、1基当たりの年間維持費が約50万円の3基分、150万円が予算全体から削減されていると思いますけれども、これについての詳細な説明を求めたいと思います。
- 藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 地域消防課長の大島です。

削減されているのは、今年度、一応用途変更する予定でしたが、まあならないということで、計上はしませんでした。

もし必要な場合には、補正等でやっていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 要するに、その貯水槽の、何か弁が古くなってどうのこうのということで、それでほら、その年間のメンテナンス料が50万円かかるので、今度、来年度から廃止するというのだと思うのですが、それが削られてしまって、全体的にどこにも載っていないので、その点どうなのでしょう。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 用途変更ということで、廃止はしませんが、改修のほうは弁のほうで、新・鹿沼宿のほうの緊急遮断弁というのが壊れていまして、そちらのほうの修理は約1,000万円ぐらいかかる予定です。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 要するに、飲み水には使わないで、防火用水とか、ほかに使うということですよね、結局ね。

それで、そうすると、当然その災害が起きた場合のその飲料水が、今までの結局1基当たり10万リットル、それで3基あわせて30万リットルの非常時の飲料水が、この用途変更によって、飲料水がこれはなくなると、そういうことになってくるわけですが。

そうすると、1人1日当たり3リットルで3日間とすると、9リットルが必要であると。

そうすると、30万リットルは3万3,333人の3日分の飲料水になっていたわけですが、ね、この30万リットルの飲料水の代替方法について、説明を求めたいと思います。

○藤田委員長 前回、何か説明したものと同じですか。

では、すみませんが簡潔に、もう一度お願いいたします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 災害時の備蓄の飲料水の件だと思いますけれども、飲料水兼耐震性貯水槽、これを用途変更することによって、飲料水は災害時不足することはないというふうなことで、それらについては、現在市のほうで備蓄している水、また、協定で災害時に給水をしていただける水、当然、国、県からの支援、さらには民間との協定による流通備蓄というふうなものがございますので、そちらのほうで対応していけるというふうなことでございます。

飲料水兼耐震性貯水槽につきましては、災害時、例えば、貯水槽の付近で火災が発生した場合には、もう当然、火災で使うことが最優先されますので、それらが全て飲料水として利用できるというふうなことではないというふうなことはご理解いただければというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まあ結局、そうすると、市のほうで備蓄してあるということで、その備蓄の量と、あとは結局個人で飲料水を確保してくれという要素が含まれているわけですよ、結局ね。

だから、その今までの分について、どういうふうな、具体的にね、飲料水がどういうふうな、備蓄量がいくらとか、そういう数字、出ますか。

○藤田委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 その量について、推計をしたようなものはございません。

あくまでも、一般質問のほうで答弁もさせていただきましたけれども、議員さん今ご指摘のように、個人で1日1人当たり3リットルの3日分というふうな自助での部分、自助での備蓄、公助での市が用意するのは、ペットボトルは現在1万5,000本の500ミリリットルを用意しておりますので、7,500リットルに相当しますけれども、こちらの備蓄水、それで繰り返しになりますが、国や県、被災していない自治体からの支援等による給水、民間事業者との協定による備蓄によって、必要とされる分を全て供給していくというふうな考え方でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まあ要するに、自助で、個人で1日大体3リットル、3日分9リットルと、今はペットボトルも出ていますから、それはやっぱり個人で確保していただきたいと、そういうことになるわけですね、結局ね。

○藤田委員長 すみません、このやりとり、梶原議員のほうで、一般質問で。

○鈴木委員 だから、常任委員会なんだから、一般質問とは違う。

○藤田委員長 そうですか、わかりました。はい、失礼します。

では、渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 お答えいたします。

まあ自助、共助、公助の部分で、自助の分につきましては、1日3リットル、それを3日分というふうなことで、これまでも市民の皆様をお願いをしてきました。

それで、さらに、今年度末、今月末になのですが、ハザードマップを新たに更新をいたしまして、その中にもやはり飲料水を含めた食料も災害時に備蓄をしていただくというふうなことのお願いも掲載をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいでしょうか、はい。

ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 人権施策推進事業費、98ページですね。

毎回何か同性婚云々とか、性多様性云々とか、そういうセミナーをやっている感じなのですが、逆に言ったら偏っているなという感じなのですが、新年度なんかは、どんな人を呼んでセミナーをやって、事務事業評価なんかというのはどういうふうになっているのかという、その2点、お伺いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。はい、日向野人権推進課長。

○日向野人権推進課長 人権推進課長の日向野です。

人権施策推進事業費の講演会等について、啓発についてのご質問だと思いますので、

そちらについてお答えいたします。

こちらにつきましては、一応、こちら、人権の集いというものを開催しております、昨年につきましては、今年度につきましては、『破壊』の映画を上映いたしました。

その前年度につきましては、LGBT等の研修ということにいたしました。

来年度につきましては、やはり国の補助金等の、委託料等を勘案いたしまして、事業を開催いたしますので、一応予算額等は制限されていますけれども、人権施策の社会づくり市民会議等と検討いたしまして、来年度やるような計画は今後立てていくことになっておりますので、今現在、どのような講師を呼んでということは決まっておりますけれども、今の時代に沿ったようなものにしたいと思っております。

今現在のところはまだ決まっております。

それで、その事務事業評価につきましては、アンケート等をとっておりますので、そちらについては、そのアンケートの結果を勘案したいと思っております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいでしょうか、はい。

では、ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 男女共同参画推進事業費、100ページですね、報酬が200万4,000円とありますが、これは何人ぐらいの人を、どういうふうに使ってというか、協力をいただいて、払っているものなのか、詳細な説明願います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。

よろしいですか。はい、では、日向野人権推進課長。

○日向野人権推進課長 佐藤議員の質問にお答えいたします。

男女共同参画事業費のほうの報酬につきましてですけれども、こちら、会計年度任用職員としまして、男女共同参画推進指導員を雇用しております。

そこで1人の、男女共同参画のほうの施策について、運営等を、講演会等、講演会やセミナー等の企画をしていただいている会計年度任用職員1名の者の報酬となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これ確認なのですが、この別に名前とか聞くつもりはないのですが、その方というのは、何だろう、いわゆる審議会みたいな人ではなくて、常駐している、いわゆる会社でいったら、ちゃんと雇用して、フルタイムで働いているみたいな、そういう人なのですか。

農業委員会みたいな、そういう位置づけではない感じで大丈夫ですか。

○藤田委員長 日向野人権推進課長。

○日向野人権推進課長 佐藤議員のご質問にお答えします。

こちらにつきましては、常勤の会計年度任用職員1名を採用しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。

では、別段。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 公用車管理、64ページなのですが、この次のページにいくと、役務費

で580万円とあります。

これ、いわゆる公用車の運転手の賃金という認識でいいでしょうか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 佐藤委員のご質疑にお答えをいたします。

11節の役務費でよろしいですかね。

こちらの580万円の中身なのですけれども、説明欄のほうにも記載のありますとおり、自動車損害保険料、保険の金額が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 もっと、では、はっきり聞きますけれども、公用車の運転というのは、通常の市の職員を充てているということで、この中には特にその報酬というのは計上されていますか、いた場合はいくらかお願いします。

○藤田委員長 佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤です。

前のページ、64ページに公用車管理のところですね、報酬で254万3,000円というのがございます。

こちらにつきましては、バス、市のバスの運転手1名分ですね、常勤の方1名、あと非常勤の方が2名、合計3名の方の報酬をこちらのほうで見込んでいるというところがございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、ほかにご質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 庁舎等維持管理費、60ページの今のあの東電の仮設庁舎にしているところの賃借料を新年度計上していますが、ちょっと改めてなのですから、年間いくらで借りているのか、新年度は月割りになるのでしょうかから、いくらというような説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

令和5年度の東京電力仮庁舎の予算のほうなのですが、まず事務所借り上げ料ということで、4月・5月、2カ月分を計上しております。

あわせて、空調のリース費用、駐車場の借り上げ、あとは機械警備、そちら含めまして、総額で479万4,000円という金額になっております。

それで、現在のところは4月・5月、2カ月分の予算計上しております、これから、今後、東京電力のほうと完全開庁後、日割りになると思うので、そこで東京電力と正式な解約日は調整する予定でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 令和4年も聞きたかったので、すみません、1年間のつて。

それと、あと新年度は4月・5月で、その後は若干前後するのでしょうかから、スケジュール、ただ、見通しとしては、やっぱり5月中には引き払われる、引き払える予定ですか、それとも、やっぱりどうしても6月ももう日割りでかかるの見越していますか、

そういった引き払いのスケジュール、説明を求めます。

○藤田委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 はい、庁舎整備推進室長の網です。

令和4年度につきましては、現在予算額、最終確定していないので、予算額で総額で説明させていただきますと、4,158万2,000円という金額になっております。

それで、令和5年度につきましては、先ほどお伝えした金額で、4月・5月で、予定につきましては、5月8日に完全開庁、ですから、その前のゴールデンウィークで引っ越しのほうをします。

それで、その後、備品等を撤去になるのですが、そんな長期間かかるということを考えていませんので、5月が日割りになるかなということ考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。鈴木委員。

○鈴木委員 暫時休憩をお願いします。

○藤田委員長 ほかにご質疑がなければ、一旦ここで区切ります。

ありますか。

では、ここででは昼休み、暫時休憩をとりたいと思います。

それでは、再開は午後1時ちょうどといたします。

暫時休憩いたします。

(0時05分)

○藤田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○藤田委員長 質疑のある方は挙手をお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 議案、内示資料のほうですみません、いきます。

内示資料の10ページなのですけれども、主要事業一覧表の2、時代の要請に応えるDXの推進ということなのですが、標準準拠システム移行作業の事業の概要についてとRPAやOCRシステムの利用量についての今までの効果と、新年度での作業時間削減の目標について、また、マイナンバーカード交付推進ということで、令和5年度はどのぐらいの交付率を目指すのかということを含めた事業の概要についてお伺いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 情報政策課長の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

それでは、委員の質疑にお答えします。

まず標準準拠システムの移行についての内容なのですけれども、鹿沼市を含む地方公共団体についてなのですけれども、標準化の対象とされた事務が国のほうから20事務ございます。

具体的には、住民基本台帳であったり、固定資産税とか、法人住民税の税関係等が多いのですけれども、その使用しているシステムについては、国のほうが現在構築中になっています標準化基準に適合するシステムというのを国は構築しておりますので、このシステムを令和7年度までに「各市町村も、システムを使う場合はこのシステムを使うようにしなさい」というような、そんな方針が出されましたので、この国が構築するシステムの導入に向けて、その準備作業をしていくというのが令和5年度から始まるとい

う、そういう形になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 令和7年ぐらいに国がスタンダードなシステムをつくるから、それに要は乗っかれという認識なのかと思うのですけれども、では、それ国が早くつくってくださいよということになると思うのですね。

こっちとして、では、市としては、この1,300万円をかけて、一体何を準備していくのかなという、ちょっと、その、もう少しわかりやすく説明願います。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 情報政策課の鈴木です。

令和5年度からその準備に当たっていく形になるのですが、まず令和5年度につきましては、まず国が用意する、その標準の仕様書と、それから鹿沼市が現在導入しているシステム、この差を、まず、どれだけ差があるのかということ进行分析をなさいたいという形になっております。

それで、その分析とあわせて、どのぐらいの、そのほかの関連する業務に影響が出るのか、そういったものの内容を調査なさいたいという点が、その1点目になります。

それで、2点目のほうは、文字の標準化といたしまして、システムは一般的には漢字、特に氏名等の漢字についてなのですけれども、大体標準的なものを使っているのですけれども、中には手作業でちょっと文字をつくっていかなくてはならないような、そんな文字もあつたりするのですね、外字と言われるものなのですけれども、それについても今度国のほうで一覧をつくっていきますので、それに向けた内容の確認作業をなさいたいという形になっていますので、令和5年度につきましては、その作業内容は以上の2点となります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 では、その次のRPAやOCRシステムを今までどういうことをしてきましたかということと、今度は275万円でのどのぐらい、この新年度は作業時間が減らせますかという見通しですか、お願いします。

○藤田委員長 鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 情報政策課長の鈴木です。

それでは、委員の質疑にお答えします。

RPAとOCRにつきましては、令和3年度から事業を実施しておりまして、今年で2年目という形になっております。

それで、まず今までの成果についてなのですけれども、今年度につきましては、今最終的なちょっととりまとめをしている最中なものですから、令和3年度の実績で報告をさせていただきますと、まず時間外勤務の削減についてなのですけれども、7つの業務を実施したわけなのですけれども、これについて、年間で355時間、この時間外を削減することができております。

あと、文書の削減的なところになるのですけれども、1,700枚の文書を、今までは紙ベースで保管していた形なのですけれども、それをデータで保管する形をとることがで

きましたので、文書の保管量といったそのスペース的なところが一応削減できたという点、この2点等が数字的なところの効果となっております。

そのほか、結局作業時間が短縮できましたので、ほかの業務へ、日中の業務時間を割り当てることができたりとか、あるいは、その導入の実施に当たっての負担の軽減ができたとかというような意見もあつたりするのが、令和3年度の効果となっております。

それで、令和5年度につきましては、令和4年度もそうなのですが、時間数的なちょっと目標は立ててないのが現状でございます。

来年度も5年度に入ってから、募集、RPA等の事業を募集したいところを、応募をさせていただいて、公募させていただいて、それで、募集があつたところについて、基本的にはその業務のほうの導入を入れていっていただくということを考えております。

あとは、その応募状況等について、あまり応募状況が多くないような場合は、令和3年度で一応効果があつた部署と同様の業務を実施している部署もあるということなので、その業務のところ働きかけをしていながら、導入の参加ができないかという点を働きかけをしていきたいという点を考えているところなので、時間数的な、そんなところの目標は設けておりません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 355時間削減できたということで、1時間5,000円で計算したって、結局何百万円というね、200万円前後かな、なるのでしょうけれども、では、その分実際に超過勤務とかですか、手当、令和3年度では減らせているのでしょうか。

○藤田委員長 大丈夫ですか。鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 情報政策課の鈴木なのですが、ちょっと実際の時間外勤務の削減等までつながっているかどうかという点までは、ちょっと私どものほうでも把握はできていない状況でございますが、日中のその例えばRPAを導入することによって削減、浮いた時間をほかの、例えば、対面業務とか、そういったところに割り当て、使うことができているという報告は受けているのですけれども、では、実際の時間外の削減まではちょっと把握していないのが現状でございます。

すみません、以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 まあ、これ予算の話なのでね、今までの言うてもしょうがないのですけれども、ただ、新年度だってね、目標の時間がね、出せないというのは、やってみてどの部署が手を上げるか上げないか待ちということになってしまうでしょう。

そうすると、これ、隠したってしょうがないのですけれども、鹿沼市というのはね、市役所の労働組合が大きな力を発揮しているまちですから、やっぱり効率よくなってね、人を減らしたり、さっきね、時間外手当減らしたりというのは、あまりよろしくないね、ないというね、そういう力学が働く中では、手が、では全然今の時点では挙がっていないということですか、新年度、うちの部署でやってみたいというのが何も挙がってこないって、きていないから、目標時間を示せてないということですか、予算だけは確保しているのに。

○藤田委員長 鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 特段募集もかけてない、来年度に関しましては、今年度と同様の方針をちょっと考えておりましたので、今年度もその年度に入ってから参加する部署のほうをね、募集をかけていた状況でしたので、来年度につきましても、来年度に入ってから、今のところだとその募集のほうを考えている、ことを考えておりましたので、現段階で事前に例えば募集をかけて、来年度やるところというような状況はちょっとまだ相談していなかったものですから、一応来年度に入ってからまた募集をかけさせていただいてというところを考えていたものですから、現段階では、申し訳ないですけども、数字的などは把握していない状況でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 最初に聞いた、では、次のマイナンバーカードの令和5年度の交付率目標と事業概要だけ説明を求めます。

○藤田委員長 青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。よろしくお願いいたします。

マイナンバーカードの交付推進につきまして、令和5年度の交付率目標と事業の概要についてお答えいたします。

交付率目標につきましては、国が近年中の交付率100%を掲げていることから、本市といたしましても、同様に交付率100%を目標にしたいと考えております。

次に、マイナンバーカード普及促進の主な取り組みについてであります。本年度に引き続きまして、全コミュニティセンターでの申請受付及び交付の実施、来庁者が困難な方に戸別訪問による申請交付サービスの実施、市内企業との連携による申請サポートの実施、企業及びイベント等への出張申請受付の実施等を予定しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

では、ほかに質疑のある方。大貫委員。

○大貫毅委員 今の佐藤委員のに関連してなのですけども。

その前に、佐藤委員が、今労働組合があつて、その効率化とか、そういうものに反対をするような、そういう表現ととれるような表現がありましたけれども、何を根拠にそういうことを言っているのか、非常に誤解を招きますので、それは訂正をされたほうがいいのではないかなというふうに思います。

その上で、その国のほうでシステムを標準化するというので、地方もそれで、そのシステムを改修していくのかなと思うのですけれども、それで、それって、必ず国のシステムに乗らなくてはいけないものなのかどうなのかというのが一つ。

それから、国のその標準化システムに入ることによってのメリットはどういうもののかなというのを知りたいのと。

それから、ちょっと懸念される方もいて、地方でいろいろ独自につくってきたシステムが標準化に移行されることによって、統一化されてしまって、自分たち地方が積み上げてきたいろんな施策がうまく進まなくなってしまうのではないかなというような懸念をする人がいるのですけれども、専門家も含めて、ちょっとその辺のところをお聞かせいただければと思うのですけれども。

○藤田委員長 鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 情報政策課長の鈴木です。

それでは、大貫委員の質疑にお答えいたします。

まず、国が構築する、クラウド上に構築する標準準拠システムに必ずしも移行しなければならないかということなのですが、必ずしもそうではない場合もあって、国の本当に仕様と同様の内容を独自にその今改修しているベンダーさんとか、業者さんが開発して、それを使用するのであれば、必ずしも国がクラウド上に構築するシステムのほうに、必ずそこに乗り移っていかなければならないかということではないので、必ずそっちを使うか、あるいは、独自で国のその仕様と合った、そういったシステムを構築するかという、どちらかを選んでいただく形になるかと思うのですが、多くはその国のシステムのほうに、クラウド上の構築するシステムのほうを使われることが想定されているのが現状かなと思います。

それと、2点目ですね、このメリットなのですが、やはり現在、例えば委託契約しているところに、例えば法律的な改正があって、システムの変更を行わなければならないという形になってきますと、現状では今現在、業務を委託している業者のほうに頼んで、結局、その法律的に、改正する点にあわせて改修を行っていただく形になりますので、どうしてもそこに競争の費用が働かないという形になって、増額まではいかないのですが、費用の削減が進められないという点が全国的にあるという話がありますので、これを国が構築するシステムをどこの市町村でも基本的に使うようになれば、例えば、システムの改修に当たっても、今ですと、現在の契約している業者さんに改修をお願いするという形になるのですが、今度はどの業者さんでも入れる形がとれるという形になりますので、一番そのコストメリット的なところを、導入するメリットとして国が言っているところがあるのが現状でございます。

それと、3点目ですね、確かに、地方が積み上げてきた部分のところの話についてなのですが、ちょっと、そうですね、こちらのシステムを導入することによって、今まで培ってきた、それぞれの各市町村のほうで積み上げてきた部分の業務の流れとか、そういった部分もあって、確かに独自性部分のところではというところがあるかなとは思いますが、国はあくまでもどちらかという、そのメリットの方向を優先的に訴えていきながら、そのシステムの全国的な統一ですね、そちらのほうを進めていくことを進めているのが現状ではないかと思っておりますので、そんなところになるかなと思います。

すみません、以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

ほかにご質疑のある方、いらっしゃいますか。佐藤委員。

○佐藤委員 では、今のに関連しますけれども、鹿沼市としては国の方針に従って、新しいシステムに移行していくという、そういう趣旨で、それで、今までの独自にやってしまったのは、もうこれ参加コストですから、それはそれでね、もう過ぎたことなので、逆にそれが今後ね、のさばるようだと、かえって効率が悪くなってしまうので、やっぱりこういうね、画一的にシステム、どこの町でやったって一緒ですから、ばらばらにやっているほうがかえってね、効率が悪くなってしまうので、特定の団体にとってはお

いしくないでしょうけれども、やっぱり基本的には乗っていったほうがいいという考えで、この予算計上しているという認識でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 よろしいですか。鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 すみません。情報政策課の鈴木です。

おっしゃるとおりです。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 それでは、ほかにご質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 一般会計のこれもやっぱり内示資料でやらせてください、主要事業一覧表の12ページのいちご市プロモーション推進事業、予算書のほうでも何ページ、いくらって聞きましたが、これは主要事業なので、それで、これは当然いろいろ議論、まだ議会の中でも賛否両論あるものですので、もう少しどういったことをやっていくかって、詳しく聞いていかないと、やはり審議に値するものにならないと思うので、できる限り詳細な説明、お願い申します。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の齋藤です。よろしくをお願いいたします。

いちごのプロモーションの推進事業ということで、いちごの聖地、いちご市かぬまとして、さらなる魅力向上とPRを推進するため、イベントの開催やSNS、また、デジタル広告を活用した市内外への情報発信を強化していきたいと思っております。

具体的に、令和5年度の事業内容につきましては、1つは、先月開催いたしました、鹿沼市のイチゴのPRイベントとしまして、いちごのもりのイベント、こちらに200万円を予定しております。

こちら、コロナ禍によりまして、前年、前々年、リアルイベントとしてはできませんでしたが、コロナ禍が過ぎていく中で、こういった形で開催させてもらいまして、来年も内容を充実させてやっていきたいと思っております。

それと、いちご市のプロモーション業務としまして、首都圏でのいちご市認知度アンケート調査、こちらは2年に一回開催しているものなのですが、こちらを77万円。

デジタル映像などを活用しました広告などによる情報発信など103万6,000円。

それと、それに関しまして、パンフレット、チラシなどを15万円。

いちご市ノベルティグッズの製作や配布などに33万円、そちらを主な事業としてやっていきたいと思っております。

予算がかかるものではないのがありますが、例えば、いちごの聖地、いちご市かぬまとして、この後、別で進めさせてもらっていますが、いちごの聖地プロジェクトということで、事業を推進してまいります。

第一弾としましては、新鹿沼駅前にイチゴのモニュメントを設置させていただきました。

第二弾としましては、今月中に内容を発表していけると思っております。

そのほか、イチゴのスポット巡りや、先ほど申しましたが、いちごのもりのイベントの中身を充実をして、やっていきたいと思っております。

そのほか、2024年の春には、スノーピークの直営キャンプ場が誕生することも市のアピール要素としまして、首都圏から近いアウトドアのまちであることもアピールしてい

きたいと考えております。

また、情報発信を強化してまいりたいと思っております。

SNSのようなデジタルと、それとあわせまして、アナログ媒体であります紙を併用して、情報発信をしていきたいと思っております。

また、女性の観点からの女性プロモーションチームをつくって、女性の視点での情報発信なども考えていきたいと思っております。

SNSも文字や画像だけのほかに、次にショート動画なども、そういったものをつくって、視覚的にも訴えていきたいと思っております。

また、多くの人とのつながりを持って、プロモーションを進めていきたいと思っております。

当課のみが動くのではなく、全庁的に他部局とも連携し、さらには、行政だけではなく、市民を巻き込み、高校生や大学生、サポート企業や友好都市、東武鉄道など民間企業を巻き込みながら、取り組んでいきたいと思っております。

これらうまく駆使しまして、市のイメージアップと認知度向上を図りまして、注目され、選ばれる自治体を目指しまして、同時に市民にも市の魅力を再発見してもらって、郷土愛を醸成していけるような、そういった取り組みをやっていきたいと思っております。

説明は以上となります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 事業の内容と費目内訳ですね、聞きました。

それで、最後、その注目され、選ばれることと、郷土愛ということですから、郷土愛は百歩譲ってわかりますよ、自分が住んでいるまちがね、イチゴのね、こういう評価ね、高いのだっていう、まあいいでしょう、それ。

ただ、では、注目され、選ばれることが、それが何になるのですかって、どういう、ましてや「注目される」ということはどういうことなのですかって、「選ばれる」ってどういうことなのですかって、それで、そうなったことによって、その次、何を目的にしているのですかっていう、そこだけ聞かないと、結局300万円やってなんだかね、いろんなものを飾ったりなんたりしてね、イベントをやりましたってね、車がいっぱいでしたって、でということになってしまうので、これをやって、その後なんなんですかって、それだけ聞きたいです。

○藤田委員長 齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

佐藤委員の言ったとおり、プロモーションは入り口の部分があるかと思えます。

まず鹿沼市を知っていただいて、そして、その後、関係人口や交流人口を広げていき、その後、移住とか、定住、そちらのほうにもつなげていきたいと思っております。決して、プロモーションだけで終わるのではなく、そこまでを目的としてやっていきたいと考えております。

説明は以上となります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 では、私のほうからは最後に、この50ページのまちづくり戦略事業費ですか、

1,710万3,000円について、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。柏崎まちづくり戦略課長。

○柏崎まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の柏崎です。よろしく申し上げます。

鈴木委員の質疑にお答えいたします。

まちづくり戦略事業費1,710万3,000円の主なものでよろしいですか、はい。

金額の高いものからいかせていただきたいと思うのですが、事業の中、750万円のうち、680万円が地域おこし協力隊2名の活動費用になっております。

それで、1名は現在継続して地域おこし協力隊員として活躍していただいている小村あづさ隊員、大芦川の観光公害対策をミッションとしてやっけていただいている隊員の活動費になります、事業費ですね。

それで、残りの、小村さんに対しては200万円になってございます。

それで、残りの480万円につきましては、文化課で所管しております旧栗野中学校の活用ですね、旧栗野中学校を文化・芸術活動の拠点として活用した製作活動や教育普及事業、地域の芸術活動支援等を地域おこし協力隊として活動する経費、費用となっております。

こちらの内訳は事業費に200万円、報償費に280万円で、トータルで680万円になります。

それで、次に、移住支援補助金の500万円ですね、補助金の歳出になります。

それで、こちらに対しましては、東京圏からの移住者に対しまして、支給される補助金でありまして、支給金額につきましては、単身者で60万円、世帯で100万円、この世帯の中に18歳未満の子供の方ですね、子供が1人いる場合は100万円ずつ加算されるという支給額になっております。

令和5年度につきましては、これまでの移住相談等も考えまして、3世帯、これで300万円です、それで、子供が2人いらっしゃいますので、200万円、計500万円の予算を見込んでおります。

続きまして、委託費の分析調査ですね、こちらについては、予算特別委員会でもご説明いたしましたが、花木センターの道の駅の調査になります。

こちらについては、花木センター道の駅化に向けまして、マーケティングや売上高予測等の調査を行うとともに、整備すべき機能や施設規模等を検討するための調査になってございます。

以上で、まちづくり戦略費の主な事業について、ご説明をいたしました。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の移住定住支援ということで、3世帯分、子供2人ですか、それで500万円。

今この、ここ2、3年の、1、2年前のほうの実績について、教えていただきたいと思います。

○藤田委員長 柏崎まちづくり戦略課長。

○柏崎まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の柏崎です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

令和3年度につきましては、12人の方に、6件12人の方が移住されていまして、そのうち子供は3人と、金額は480万円です。

それで、今年度につきましては、7件17人で、うち子供の方が5人で620万円になっております。

以上で答弁を終わります、説明を終わります、失礼しました。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 このコロナ禍でね、令和4年でコロナ禍でも7件の17人ですか、620万円ですね、非常に傾向としてはいいのですけれども、これ実績から見ると、何か、ちょっと今年の分ね、ちょっと予算額が少ないと思うのですけれども、この点、いかがですかね。

○藤田委員長 柏崎まちづくり戦略課長。

○柏崎まちづくり戦略課長 鈴木委員の質疑にお答えいたします。

こちらですね、先ほど子育て加算が1人100万円ということだったのですが、これは令和5年度からになります、来年度から100万円です。

それで、令和4年の4月からは、子供に関しては、1人当たり30万円になっております。

ただ、令和4年の7件17人に関しましては、こちらの、子供5人いるのですが、こちらにつきましては、令和4年4月以前に転入していまして、子育ての加算はしてありません。

したがいまして、こちらにつきましては、620万円の内訳としましては、単身者が2名で120万円ですね。

それで、世帯が5世帯、それで500万円、計620万円という計算になります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 よくわかりました。

でも、これ移住定住でね、令和4年度が620万円ですから、それで、この場合、子供手当が1人100万円ですか、だから、あくまで予算ですから、少しね、もうちょっと大きな金額を用意したほうがいいのではないかと思うのですけれども、この点いかがですかね。

○藤田委員長 柏崎まちづくり戦略課長。

○柏崎まちづくり戦略課長 鈴木委員の質疑にお答えいたします。

実は、令和4年度の当初予算、こちらは2世帯分200万円を計上していまして、9月補正で420万円、やっぱり実績にあわせて予算を獲得しなくてはならないということで、来年度におきましても、これまで移住相談をしていました方々に対しての、まず補助金を歳出で見込んでおります。

それで、これから移住相談のうち、その要件に合った方が鹿沼市に転入された場合はそれも補正で対応していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まあオーバー分は補正で対応していくということですね。

はい、よくわかりました。

- 藤田委員長 よろしいですか、はい。佐藤委員。
- 佐藤委員 今の関連で、大体新年度は移住、どのぐらいとっていかうという目標を掲げているのですか。
- 藤田委員長 柏崎まちづくり戦略課長。
- 柏崎まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の柏崎です。
佐藤委員の質疑にお答えいたします。
目標金額ですか、移住者の目標だと思うのですが、こちらは実は総合計画、失礼しました、総合計画では獲得率15%としております。
これは移住件数に対しまして、移住者ですね。
それで、大体今のところ300件ぐらい相談があります、それで、令和4年度に関しては42人ということになるのですね。
それで、一応人数といたしましては、大体300件以上相談を受けまして、その10%の50人、年間で50人を目標としております。
こちらは移住定住の戦略というものがあまして、そちらのほうでも人数で目標数値を決めております。
以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 佐藤委員。
- 佐藤委員 一回整理したいので、そういろいろあって、結局、では令和5年度というのは、移住を、世帯とか子供とか、率とかいいので、何人ということなのですか。
- 藤田委員長 柏崎まちづくり戦略課長。
- 柏崎まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の柏崎です。
年間で50人を想定しております。
以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 よろしいですか、はい。
では、ほかにご質疑のある方、いらっしゃいますか。
別段質疑もないようですので、お諮りいたします。
議案第1号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
- 佐藤委員 委員長。
- 藤田委員長 はい。
- 佐藤委員 私この議案に関しては、判断を留保したいので、棄権とさせていただきますので、記録お願いいたします。
以上です。
- 藤田委員長 はい。
すみません、今ちょっと確認いたしました。
出席して、棄権という場合は、挙手採決ということになります。
そのときに棄権する場合は手を挙げないでという形になるということ。
- 佐藤委員 反対になりませんか。
〔委員長〕と言う者あり
- 藤田委員長 では、事務局のほうからお願いします。

○事務局 事務局のほうから採決の方法について、ご説明したいと思います。

挙手採決を行う場合は、「賛成の者が手を挙げる」というふうな制度になっています。賛成の者だけが手を挙げる。それ以外の者は手を挙げないという扱いになります。

なので、手を挙げなかった場合は、「賛成ではない」という扱い。

それに加えて、佐藤議員がただいま自分の意思で「私は棄権だ」というようなこととおっしゃいましたので、全体の流れで見れば、会議録等でも「佐藤委員は棄権なんだな」ということで、推測されるのではないかなと思います。

明確に棄権を意思表示する方法は、投票とかで棄権と書くぐらいしかないのではないかなと思います。

説明は以上です。

○藤田委員長 では。館野委員。

○館野委員 でも、今の説明だと、分母があるのだから、座っているとですよ、ちょっと解釈が違うのかなとは思ったのですよ。

今、賛否が、席に7人、7票あって、それで1人座っていると、何人、手を挙げるかどうかわからないですけれども、それだけはちょっと判断はしっかりやっておいてもらいたいですけれども。

○藤田委員長 はい、事務局からお願いします。

○事務局 棄権の際の分母ですね、出席議員に対して、半数を超えるかどうかという意味での分母ということだと思います。

挙手採決においては、出席議員で、委員長を除く表決参加議員といえますか、表決する権利を持つ者を分母としまして、賛成の者が半数を超えた場合に可とすべきものというふうになります。

出席している議員の中でも棄権、または反対というふうなところで意思表示する方もおりますので、そこは分母に含めた上で、賛成のほうには加わらないという形です。

本会議の運営も棄権の方は棄権のボタンを押していただいている、そういった場合は分母に含めた状態でカウントしています。

それで、分母にも含まれたくないというふうなことであれば、退席をしていただいて、出席議員という扱いではなくなるというところで、運用したほうがいいかなと思います。

説明は以上です。

○藤田委員長 事務局からの説明のとおりでございます。

出席していれば分母になるということでございます。

○佐藤委員 退席します。

○藤田委員長 では、改めまして、ご異議があったという形で、挙手採決ということで進めたいと思いますが、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○藤田委員長 挙手多数であります。

したがって、議案第1号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

(「これは全会一致」と言う者あり)

○藤田委員長 全会一致ってなるのですかね。

では、事務局のほうからもう一度説明をお願いいたします。

○事務局 ただいまの採決の結果が「全会一致」という表現でいいかというところなのですけれども、挙手採決においては、賛成とする者、挙手が多数かどうかで判断するので、委員長の宣言どおり、「挙手多数」という宣言で間違いはないと思います。

ただ、出欠されている議員の中で、全員が挙手をしたという判断であれば、全会一致というような認識でも問題はないと思うのですけれども、ただし、1人委員が退席されたということは、会議録等にも載っていますし、委員長の宣言的には挙手多数というような扱いで間違いはないと思います。

説明は以上です。

○藤田委員長 はい、では、挙手多数ということですね、わかりました。

それでは、引き続き進めたいと思います。

次に、議案第6号 令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第6号 令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について、主な内容をご説明いたします。

「予算に関する説明書」の下から2番目のインデックス、粕尾財産区特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

上から3段目、2款 繰入金、1項 1目 財政調整基金繰入金 18万3,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、粕尾財産区財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上の段、1款 管理会費、1項 1目 管理会費 11万5,000円につきましては、管理会会長及び委員報酬などを計上したものであります。

以上で、令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○藤田委員長 では、別段質疑等もないようですのでお諮りいたします。

議案第6号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第7号 令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課、秋澤です。

それでは、議案第7号 令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について、主な内容をご説明いたします。

この「予算に関する説明書」の一番下のインデックス、清洲財産区特別会計、こちらの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

上から3段目、2款 繰入金、1項 1目 財政調整基金繰入金 214万1,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、清洲財産区財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

中ほどの、3款 財産費、1項 1目 財産管理費 204万4,000円につきましては、区有林の植栽や下草刈り及び忌避剤散布に係る負担金などを計上したものであります。

以上で、令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑等のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第7号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第10号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号)のうち、関係予算の主な内容についてご説明をいたします。

「令和4年度 補正に関する説明書」、表紙に「一般会計(第9号)」と入っているもの、こちらの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

一番上の、1款 市税、1項 2目 法人、2億4,017万6,000円の増につきましては、本年度の法人市民税の決算見込みを踏まえ、増額をするものであります。

その下の、11款 地方交付税、1項 1目 地方交付税の1億8,143万5,000円の増につきましては、国におきまして、普通交付税交付額の再算定が今年度行われまして、追加交付額が決定したことによるものであります。

中段よりやや下の、15款 国庫支出金、2項 1目 総務費国庫補助金、801万円の増につきましては、右側の説明欄2行目、行政情報ネットワーク管理事業費国庫補助金におきまして、マイナポイント申し込み支援に係る国庫補助金について、国の申請期限が延長されたことに伴いまして、増額をするものであります。

こちらの補助率は10分の10となっております。

5ページをお開きください。

中段の、16款 県支出金、2項 1目 総務費県補助金の説明欄の上から2行目、バス路線対策費県補助金、158万8,000円の増につきましては、リーバス及び予約バスの運行経費に係る県補助金について、本年度の実績を踏まえ増額をするものであります。

一番下の、3項 1目 総務費委託金、4,445万3,000円の増につきましては、説明欄の2行目、県税徴収費委託金について、県民税還付金の実績見込みなどを踏まえまして、県からの委託金を増額するものであります。

7ページをお開きください。

中段の、18款 寄附金、1項 1目 総務費寄附金、1,100万円の増につきましては、本年度における企業版ふるさと納税の受け入れ実績見込みを踏まえまして、増額をするものであります。

その下の段、19款 繰入金、1項 1目 西大芦財産区繰入金、193万6,000円の減、及び2目 加蘇財産区繰入金、201万6,000円の減につきましては、本年度執行予定でありました各財産区の議員選挙が、いずれも未執行となったことから今回減額をするものであります。

11ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上の、2款 総務費、1項 1目 一般管理費の右側の説明欄の1行目、行政経営事務費、5,003万9,000円の増につきましては、指定管理施設における電気料等の高騰対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用しまして、各指定管理者への補助を行うものであります。

その下の退職手当基金積立金、3億円の増につきましては、令和5年度以降、職員の定年退職年齢の段階的な引き上げに伴いまして、年度によって今後退職手当総額が大きく変動することから、負担の平準化を図るため、基金への積み立てを行うものであります。

次の、2目 総合企画費の説明欄の1行目、企画調整事務費、1,257万円の増につきましては、マイナンバーカード交付者への1,000円分のクオカード交付事業について、マイナンバーカード交付率が当初見込んでいた50%、こちらを大きく上回る見込みとなったことから、今回増額をするものであります。

その下になりますが、地方創生基金積立金、1,000万円の増につきましては、企業版ふるさと納税のうち、使途目的が「花木センターの魅力向上」とされたものについて、今後の具体的な事業計画化に向け、基金への積み立てを行うものであります。

次に、3目 行政情報システム管理費の説明欄、行政情報ネットワーク管理事業費、2,317万4,000円の減につきましては、行政情報ネットワークシステム保守業務委託費等の実績見込みにより、今回減額をするものであります。

次に、5目 交通対策費の説明欄、バス路線対策費、3,563万4,000円の増につきましては、本年度におけるリーバス等の運行補助実績を踏まえ、増額をするものであります。

次の、8目 財産管理費の右側の説明欄、上から3つ目の丸になりますが、公共施設整備基金積立金 1億3,211万円の増につきましては、老朽化した各公共施設の修繕経費の増嵩等に備えまして、基金への積み立てを行うものであります。

一番下の、11目 地域振興費の説明欄、1行目の地域のチカラ協働事業費、1,600万円

の減につきましては、本年度の事業実績見込みを踏まえまして減額をするものであります。

13 ページをお開きください。

中段の、3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費、740 万円の減につきましては、総合窓口システムの導入額の実績に基づき、減額をするものであります。

次の、4 項 5 目 財産区議会議員選挙費、385 万 2,000 円の減につきましては、西大芦財産区及び加蘇財産区における財産区議会議員選挙が未執行となったことから、関係経費を減額するものであります。

17 ページをお開きください。

一番上の、4 款 衛生費、1 項 7 目 墓地埋葬費、424 万 9,000 円の増につきましては、今年度実施しております、見笹霊園 17 号墓域の整備工事について、撤去を要する地下埋設物の量が当初の見込みよりも多くなったことから、工事費を増額するものであります。

なお、本工事につきましては、工事期間が延長となる見通しとなったことから、本補正予算において繰越明許費を設定をしております。

25 ページをお開きください。

14 款 予備費、4,845 万 8,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 公共施設整備基金積立金、12 ページですね、この金額の根拠や背景など、また、基金、どのぐらいになっていくのか、説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの佐藤委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、この積立金の根拠なのですけれども、まず今回、この補正額、1 億 3,211 万円、この内訳なのですけれども、元金積み立て分が 1 億 3,000 万円、それと、利子分、基金利子を積み立てる部分が 211 万円ございます。

それで、こちらの元金のほうなのですけれども、昨年度宇都宮市の茂原のごみ処理施設が火災になりまして、鹿沼市のほうでその燃やすごみの受け入れを実施いたしました。

それで、宇都宮市のほうから鹿沼市のほうにその負担金というか、それが納入になったのが、令和 3 年度・4 年度、こちらで合計しまして 1 億 2,000 万円を上回る金額になっております。

それで、今回他市のごみを受け入れたことで、うちのほうのごみ処理施設、こちらのほうも若干の傷みが出てきたというか、修繕が必要な箇所が出てきました。

それで、それについては、今年度対応しておりますけれども、今後もそういった施設の修繕費、これが見込まれることから、宇都宮市からいただいたこの負担金分、それを若干 1 億 2,000 万円といくらかあったのですけれども、そこを上回る 1 億 3,000 万円、これを公共施設整備基金に積み立てをしまして、今後の修繕に備えるという形での計上

となりました。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 基金残高も。

○藤田委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それで、基金残高なのですからけれども、令和4年度末の見込みとしましては、27億1,939万1,000円となっております。

ただ、令和5年度の当初予算におきまして、こちらのほうから、令和5年度当初予算におきましては、6億5,670万8,000円、これを基金から取り崩しをしておりますので、令和5年度の末におきましては、現段階では20億6,686万2,000円というような残高見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 詳細と背景、確認しました。

何でしょう、これ、まあね、宇都宮市からいただいたお金ですから、ありがたいことですし、まあね、新年度で6億円取り崩せるくらいの潤沢な予算があるわけなので、ただ、ある意味宇都宮市からの1億円って、臨時的なものではないですか。

だったらば、今でも現状、我々が指摘しているように市の公共施設で、この前の駐輪場ではないですけども、ああいうのとかね、焼却炉の壁がああいう状況になってしまっているとか、やっぱりメンテナンスが必要なところってあるはずなのですよ。

まして、宇都宮市がそのごみ処理場の何か事故であって、入ったお金ですから、では鹿沼市、翻って、自分のところのそのごみの焼却所、どうなっているのですかって言ったら、ああいう状況なわけなので、普通に積んでいくのもいいのですけれども、せっかくだったら、この補正予算で積むのではなくて、使うというのがあってもよかったのかなというところでは、非常に残念に思いまして。

そうしないと、前半の予算で聞いた、いろいろないちごのプロモーションだなんだというのをやっているわりには、きちんとした行政の財産や、いろんなものの整理整頓や管理というのが、できてないのにというふうに、どうしても指摘せざるを得ない中では、もうちょっと、27億円もあるのならば、しかも臨時で1億円入ったのならば、そういった明らかに棄損や汚損が目立つ整備のメンテナンスというのは、何も急にサッカー場をやれとかという話は言わないですけども、ある程度のところ、目立つところはしっかりとやっていただくというような、そういう議論がなかった上でのこの1億円の基金への積み立てだったのかという背景を聞かせてください。

○藤田委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、佐藤委員の再質疑にお答えしたいと思います。

確かに、委員さんおっしゃるように、せっかくこういうお金が臨時的に宇都宮市から入ったので、こういったものを施設の修繕に役立てたらどうかということだと思います。

それで、今回、積み立てた公共施設整備基金というのは、まさにそうした目的の基金です。

それで、今回この金額、宇都宮市のほうから連絡いただきましたのが、今年、年明けて1月過ぎだったと思います。

それで、今回の補正予算については、3月補正ですから、今回この予算に、例えば修繕費を組んだとしても、結局、3月20日、議決をいただける見込みの3月20日以降しか年度内で使えませんので、であれば、一旦基金に積んで、それを令和5年度以降で、この基金から取り崩しをして、そういった公共施設の修繕に充てる、そういった目的で今回基金に積み立てを行ったものであります。

いずれにしても、この基金の目的が、その公共施設の修繕であるとか、整備に使う目的の基金ですから、使い道については委員さんご指摘のような使い道に使うようになるかと思えます。

今後、施設の老朽化、ほかの施設でも進んでいますので、そういったことに充てることになるだろうというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

ぜひそうしていただきたいですけれども、これ、場合によっては、これ委員長の許可が必要になるのですが、では、新年度で6億円取り崩すという中で、一般会計の話、今過ぎてしまっていますから、6億円、自分は、ではどんなところに使うというのは聞きたいのですが、これ認められなければ、これは別の機会で聞かざるを得ないので、これは委員長のご裁可、仰ぎたいと思います。

○藤田委員長 新年度の。

○佐藤委員 今、ですから27億円、基金入るけれども、もう次で6億円、出す予定だっている中では、では、その6億円、どう使うかというのは、私は知りたいのですけれども、それはもう新年度の予算、今、先ほどの前半の議案で過ぎてしまったので、これは委員長の許可がなければ、これは向こうも答える義務がないと思うので、私は聞きたいと思っていますので、再度ご裁可を仰ぎます。

○藤田委員長 では、執行部のほうから、説明をお願いしたいと思います。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、委員のご質疑にお答えしたいと思います。

令和5年度の公共施設整備基金からの繰り入れ、6億5,670万8,000円の内訳ということだと思います。

それで、全部で5つの事業、こちらに充当を予定しております。

まず1点目が、水源地域拠点施設整備事業、こちらにつきましては、来年度、その公共施設整備基金、また、下流圏からの負担金、これは水特事業ですので、下流圏からの負担金が事業費の62.19%、これが入ります。

それと、国庫補助金、これは地方創生拠点整備交付金というような補助になりますけれども、そちらの補助金も活用します。

それで、残りの部分、この施設については、残りの部分の市の一般財源部分、ここにこちらの基金を活用して、充当を行う予定です、この金額が3億6,669万7,000円。

それと、2点目、放課後児童健全育成事業の中で、来年度、さつきが丘小学校の学童保育施設、こちらの整備を予定しております。

それで、こちらにつきましては、財源としては市債があるのですけれども、この市債が交付税措置のない市債、単なる借金ということになります。

なので、この借金を、借り入れをしないで、この部分にこの基金を充当いたします、充当額としましては、8,643万7,000円。

それと、ごみ処理施設整備事業、来年度予定しています粗大ごみ処理施設の整備事業、こちらのほうも財源としては国庫補助金と市債、これを充てますが、市債を充当できない一般財源部分、こちらにこの基金から充当を考えております、その金額が5,737万9,000円。

それと4点目、一般廃棄物最終処分場、鹿沼フェニックスの第2期工事の部分です。

こちらのほうも国庫補助と市債を活用するのですが、その市債も充てられない一般財源部分、こちらに充当いたします、その金額が2,924万円。

最後に、通信システム費ということで、来年度、消防の通信システム、こちらの改修工事、これが予定されております、こちらにつきましても、基金のほうから1億1,695万5,000円。

この5点あわせまして、6億5,670万8,000円というような額となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 それでは、ほかにご質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 一番下のこの地域のチカラ協働事業費1,600万円の減ですけれども、この減について、もう少し詳しく教えていただきたいのですけれども。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしく申し上げます。

地域のチカラ協働事業において、報償費のうち、自治会への報償費を実績にあわせて66万7,000円を減額しました。

また、補助金のうち、地域のチカラ協働事業の本年度の実績を見込み、1,500万円ほど、1,533万3,000円を減額しました。

あわせて、1,600万円を減額補正したものです。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 要するに、地域のチカラ事業、1,500万円減額したということは、その予定した事業がなされなかったということですか。

どういう理由なのですかね、これ。

○藤田委員長 よろしいですか。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域のチカラ協働事業におきましては、地域づくり活動事業と地域のチカラ協働事業がございます。

特に、地域のチカラ協働事業につきましては、地域の課題解決と意欲ある地域づくりのために自由な発想で提案されて、地域住民が主体的に取り組む活動のほうを実施しているわけですが、こちらのほうの申請のほうが実際の要求が少なかったために、この金額になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木委員 申請が少なかったということですね。

最後に、では、もう1つですね、企画調整事務費で、クオカードの補正分がね、1,257

万円出ていますけれども、だぶってしまうのかな。

これ補正、何人分で、また、2月末、3月いっぱいまで、だんだん国の政策がどんどん2月末が3月末まで引き延ばされたということですね、増えてきたと思うのですが、これの人数分と、あとマイナンバーの現時点の交付率、もう一度お聞きしたいと思います。

○藤田委員長 執行部のほうの説明をお願いいたします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

今回のこのクオカードの事業につきましては、3月31日末で交付をいただいた方にくれるという制度でございます。

その中で、今回、今まで5万3,000人にお配りしているのですが、うちのほうの見込みとしましては、3月31日現在、6万3,457枚というふうに見込んでおりまして、今回1万457枚の枚数を要求したものです。

それで、率につきましては、市民課長のほうから説明します、すみません。

○藤田委員長 青木市民課長。

○青木市民課長 それでは、鈴木委員のご質問にお答えいたします。

本市の2月末時点でのマイナンバーカードの交付率ですが、60.2%となっております。説明は以上です。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

ほかにご質問はありませんか。館野委員。

○館野委員 すみません、ちょっと1件だけ、先ほどの鈴木委員の地域のチカラ協働事業の続きをちょっとお願いしたいのですが、多分、1,533万3,000円のマイナス、応募がなかったというか、実績で減らされたと思うのですが、多分、これ何かハードルが高いような気がするのですよね、この採択するのに。

それで、来年度の当初予算だと5,000万円ぐらいの予算になっていると思うのですが、だからこの1,500万円は、その翌年に繰り越すのではなく、あくまでも5年は5,000万円で作るという方向だと思うのですが、この1,500万円に対して、何となくその、地域から応募はあっても、このハードルの高さはどう考えますかね。

そうすると、また来年度の5,000万円も多分残ってしまうような気がするのですが、ちょっとこの今回のこの1,500万円に対してのこの応募はあったけれども、だめだったのか、不採択になったのか、もしくは最初から該当しなかったのかというのをちょっと伺いできればと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

委員のご質問にお答えいたします。

まず、申請があったものにつきましては、ほぼ全てが交付の補助金の対象となっております。

それで、今回、今回この地域のチカラ協働事業で応募が、その予算額について少なかったことというのは、大きく2つ理由があるのではないかなと思っています。

1つは、コロナ禍で、地域で、この事業自体は地域の課題を地域の人皆さんで解決することなので、地域での話し合い、まず課題が何があるか、それをどういうふう

に解決するか、そういう話し合いが非常に重要な事業となってくるのですが、この3年間、コロナ禍において、地域の自治会の総会も書面で決議するようなことがございまして、なかなかその話し合う機会が持てなかったということが、1つの原因とっています。

それで、もう1つは、この事業の前に地域の夢実現事業という100%補助の各地区1,000万円という補助金があったのですけれども、その補助金を利用して、それを継続して地域でもうお金を使わずに実施している事業というのもございます。

そういったことから、今回の地域のチカラ協働事業は、申請の額に満たない部分があったのかなというふうに推測しております。

それでまた、補助金の制度自体、「今後、地域で持続可能」ということが大前提になっていますので、持続の可能性を目的としているためには、自己負担があることはやむを得ないのかなというふうに考えております。

説明は以上です。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

それでは、ここで休憩を挟みたいと思います。

暫時休憩といたします。

再開は、14時15分で再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(午後 2時09分)

○藤田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時15分)

○藤田委員長 次に、議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。よろしくお願ひいたします。

議案第14号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

水源地域振興拠点施設新築工事の総合評価落札方式による事後審査型条件付き一般競争入札の結果、増渕・神谷特定建設工事共同企業体が税込み13億7,170万円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第14号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第18号 鹿沼市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第18号 鹿沼市部設置条例の一部改正について、ご説明いたします。

事前に配布させていただいております「新旧対照表」の1ページをご覧ください。

本議案につきましては、部と同じ階層の組織といたしまして新たに秘書室を位置づけるため、条例の一部を改正するものであります。

秘書室を市長、副市長の直属の部の階層といたしまして、さらに、総合政策部から「秘書に関すること」、「広報及び広聴に関すること」の分掌事務を秘書室に移管することによりまして、市民の声をダイレクトに把握するとともに、市長の意向を的確に、かつスピーディーに施策に反映させること、さらに、より正確で素早い報道を行ってまいります。

具体的には、秘書業務のほか、「記者会見を含む報道対応」、「広聴業務」、「広報かぬまの発行」などの業務を担ってまいります。

この内容を反映させた条例の施行期日は、令和5年4月1日となります。

以上で、鹿沼市部設置条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 これ要は秘書室長というのは、皆さん、このいつも一般質問のときにいらっしゃる部長と同じということになるのでしょうか、では、その一般質問、本会議なんかでは、出席をして、広報とかに関することに関しては、答弁を負う義務があるのでしょうか。

どういった運用を考えているのでしょうか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤です。

佐藤委員、おっしゃられたとおり、部と同じ位置づけとなりますので、配属につきましては、部長級ということになります。

今現在でも部長級の課長が入っておりますけれども、部長級の室長ということになります。

議会への対応という形になりますけれども、こちらについては、私の口からは何とも、現在のところは言えないところなのですけれども、基本的には、常任委員会には間違いなく出席という形になります。

こちらについては、議会の本会議の議場での席については、現在予定のほうはしてございません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。佐藤委員。

○佐藤委員 まあ、僕、別に皆さん個人にね、何も思う恨みもないのですよ。

ただ、前に室長が部長級になるというのを聞いてね、給料だけ部長払うのだって、どうなのかなって思っていたのですよ。

そうしたら、今度、もう部署ごと、本当に部にしてしまって、なるほどなっていう思ってね、だったら、ではこういうところに来てね、しかもそれだけ重要な責務を今度その秘書室というのが受けるということですね、なるほどなって、まあ理解はしたのですけれども。

そう思っていて、ここには出てこないというのが、もうそれは決めている方針なのか、本会議には出席しないのだということは、もう決定されているのですか。

○藤田委員長 では、執行部のほうの説明をお願いいたします。福田副市長。

○福田副市長 私のほうからお答えさせていただきます。

正式にまだ決めていないということです、出ないということではありません。

ただ、所管する業務について質問に答えるということが当然あると思いますので、出席の仕方について、あるいは席について、今調整をしているので、先ほどのような答えになったということでございます。

以上です。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そういのが決まってないというのもすごいなっていう、これ会社だったら、確かに秘書室長って重役クラスですよ、確かにね、何とか部の部長ですよ。室長というのはね、CEOに次いで。

それはただ、まあ、ねえ、新年度からね、そういう位置づけにするのだっていうのに、何か、社外取締役会に対してどうだっていうね、出てこないのか、来るのか決まっていないというのは、どうなのかなって思うのですけれども。

それは、では置いておくにしても、ちょっと勉強不足で聞きたいのですけれども、県内の他市なんか、やっぱり秘書室というのは、室長というのは部長級で給料も当然部長と同じでね、それで議会なんかにも出たり出なかったり、他市の様子、もし、把握しているようならば、開示を求めます。

○藤田委員長 よろしいですか、執行部の説明をお願いいたします。鈴木秘書課長。

○鈴木秘書課長 秘書課長の鈴木です。

14市の秘書課の、その組織の体制なのですけれども、那須烏山市が総合政策課、うちでいう総合政策部長ですね、部長が秘書業務を兼任されているので、その那須塩原市は少なくとも部長級で、部長職の一つとして秘書業務を担っています。

それで、ほかの13市につきましては、課長級がその役目を果たしているのが実情かと思われまます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

「だから鹿沼」って言われてしまうのは、すごく僕は悔しいのですよ。

那須塩原市みたいないろんなスコアで抜きんでいるならわかるのですけれども、申し訳ないですけれども、なるほどなっていう、いろんな事情がわかってしまいましたので、この議案に関して、私はもう質疑はありませんので、また、申し訳ない、委員長、

例によって、この議案に関しては、私は採決に加わりたくないので、一時退席させていただきます。

○藤田委員長 鈴木秘書課長。

○鈴木秘書課長 すみません、久々の答弁で、先ほどは「那須塩原市」って説明いたしましたけれども「那須烏山市」ですね。

那須烏山市が部長級の職員が秘書業務を担っていると、兼ねているということです、すみませんでした。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの説明でね、秘書室に広報広聴係も入れて、対外的なPRとか、あるいは、いろんな情報もですね、一元的に秘書室で集めてやると、機動していくということで、それはわかりましたけれども、部屋配置とか、そういう物理的な部屋配置については、今までどおりという理解でよろしいわけですか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤です。

秘書業務については、現在秘書課が入っているところで行っていただきます。

それで、広報広聴関係のところは、現在のところですね、3階のところでは執務を行っていただくと、ちょっと室としては物理的にちょっと分離になっている形にはなりますけれども、組織としては一つという形でやらせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいでしょうか、はい。

ほかにご質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○藤田委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第18号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 では、今こちらにいる議員の皆様で異議なしということで認めます。

(「挙手で、挙手採決」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、すみません。

今事務局に確認したのですが、特に異議がなければ、このまま可となるそうです。

それで、もし、挙手採決を求めるということであれば、私のほうから挙手採決させていただきますが、特にご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、わかりました。

では、簡易採決をしたという形と同じになりますので、議案第18号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第19号 鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

議案第19号 鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明い

たします。

個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、これまで全国の自治体がそれぞれに運用してきた個人情報保護条例を廃止いたしまして、令和5年4月から、国や自治体、民間事業者を問わず、個人情報の取り扱いのルールが一元されることになりました。

これに伴いまして、基本的には改正された法律の下で、個人情報保護制度は運用されることとなりますが、今回制定されます条例は、必要最小限の自治体ごとの独自のルールを定めるものであります。

具体的な条例の中身につきましては、これまで鹿沼市個人情報保護条例で定めていた内容を、基本的に引き継ぐこととしております。

主なものとしたしましては、市民の方が、市で保有するご自身の個人情報を見せてほしいという請求があった場合、これを開示請求といいます。その決定期限を、請求日から原則14日以内とすることや、請求に要する手数料は無料といたしますが、コピー代金は請求者の負担とすることなどを定めております。

条例の施行期日につきましては、改正法の施行期日と同日で、令和5年4月1日となります。

以上で、議案第19号 鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 これもちょっと、ほかの議員からちょっと質問、ちょっと代理で質問するわけですけれども、これの個人情報の保護に関する新旧対照表の2ページの、鹿沼市空家等対策の推進に関する条例で、個人情報から保有個人情報に改めるようになりますけれども、今回改める理由について、説明を求めたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

今回の法律の改正によりまして、今までの個人情報保護条例は廃止されて、改正法の下で制度が運用するというので、今ご説明させていただきましたが、これまで用いてきました、その各種の用語についても今後見直す必要があるということで、今までの条例では、単にこの「個人情報」として定義しておりました。

それで、今回改正によりまして、特に職員が利用するものを「保有個人情報」というふうに定義しまして、見直したものであります。

したがって、条例に基づく用語から法改正に基づく用語に整理をしたもので、その中身の見直しというのは全くございません。

ですから、今まで職員が集めてきた情報の「何とかファイル簿」みたいなものを持っていたと思いますが、これをこれからは保有個人情報といいますけれども、前の個人情報も同じ、そういった集めたものが、今までも同じだったということで、ひとつ、その名前がちょっと変わるという、法律に基づいて変わるということですので、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

ほかにご質疑のある方はいらっしゃいますか。

特に、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 19 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 20 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくをお願いいたします。

議案第 20 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

お手元の新旧対照表の 6 ページをご覧ください。

本議案は、本市の厳しい財政状況を考慮し、当面の適切な財政運営に資するため、市長、副市長及び教育長の給料月額について、本年度に引き続き、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間、それぞれの 100 分の 5、5% ですね、に相当する額を減じるものであります。

以上で、鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 これ、減らされる対象者の市長と副市長は納得しているのですか。

○藤田委員長 では、執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

はい、ご了承をいただいております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 20 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 30 号 鹿沼市防災会議条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。稗田警防救急課長。

○稗田警防救急課長 警防救急課長の稗田です。よろしくをお願いいたします。

議案第 30 号 鹿沼市防災会議条例の一部を改正する等の条例の制定について、ご説明いたします。

本市では、所掌事務が類似した「鹿沼市防災会議」及び「鹿沼市水防協議会」を設置

して、それぞれ会議を開催しているところです。

水防対策は、防災対策の一部であるため、同じ視点で対策に取り組む必要があり、同一の会議において審議することが望ましいところです。

県内の状況であります。水防計画について、水防協議会で審議しているのは5市町であり、防災会議において審議しているのは18市町あります。

これらの状況や近年の水害の激甚化を踏まえ、鹿沼市においても水防計画を防災会議において審議することとし、関係条例の改廃を行うものであります。

それでは、議案資料30号と、新旧対照表は33ページをご覧ください。

まず、条例第1条、鹿沼市防災会議条例第2項第2号以下を繰り下げ、新たに第2号として、水防協議会条例で所掌していた「鹿沼市水防計画を調査審議すること」を加えることといたします。

次に、第2条、鹿沼市水防協議会条例を廃止いたします。

次に、第3条、鹿沼市水防協議会条例を廃止することに伴い、「鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表第1の水防協議会委員の報酬の額の項を削除いたします。

施行期日についてであります。令和5年4月1日としております。

以上で、鹿沼市防災会議条例の一部を改正する等の条例の制定についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ないですか。はい。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第30号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第32号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第32号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

今回のこの補正は、国の方針決定に基づく新型コロナワクチン接種に要する経費、また、マイナポイント事業のサポート体制整備のほか、国の令和4年度第2次補正予算に伴う令和4年度予算への事業の組み換え等について、補正を行うものであります。

それでは、「令和5年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

上から2段目の、15款 国庫支出金、2項 1目 総務費国庫補助金、542万円の増につきましては、マイナポイントの申し込み期限の本年5月末までの延長に伴いまして、窓口体制の整備に係る財源として計上するものであります。

補助率は10分の10であります。

次に、5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上、2款 総務費、1項 3目 行政情報システム管理費の右側の説明欄、行政情報ネットワーク管理事業費、542万円の増につきましては、令和5年度におけますマイナポイント申請窓口の整備に係る費用を計上するものであります。

その下の、5目 交通対策費の説明欄、バス路線対策費、280万円の増につきましては、令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種に関し、接種会場への交通手段を確保するため、リーバス・予約バスの無料運行及び、65歳以上の高齢者等を対象としたタクシー運行助成事業に係る経費を前年度に引き続きまして計上するものであります。

7ページをお開きください。

一番下の、14款 予備費、5,793万5,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額として計上するものであります。

以上で、令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第32号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第33号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第33号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

今回のこの補正は、先ほどご審議いただきました令和5年度補正予算に伴いまして、中学校の校舎等施設整備事業につきまして、国の令和4年度第2次補正予算に伴い、国庫補助の採択が令和4年度に前倒しとなったことから、年度間の予算の組み換えを行うものであります。

お手元の「令和4年度補正予算に関する説明書」、今度は表紙に一般会計（第10号）と入っているほうの説明書になりますが、そちらの5ページをお開きください。

総務常任委員会関係予算としましては、一番下、14款 予備費について、歳入歳出予算の調整額として、631万6,000円、こちらを増額するものであります。

次に、7ページをお開きください。

こちらの繰越明許費の補正になりますが、一番上の、2款 1項 バス路線対策費につ

いて、本年度予定をしておりました、リーバス車両の更新業務について、部品調達の遅れなどにより年度内の納入が見込めない状況となったことから、繰越明許費を設定するものであります。

以上で、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 7ページのこのバス路線対策費で、5,595万9,000円の繰越費で、これの繰り越す理由と、それからバスですね、何台分なのかを教えてくださいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

まず導入しますバスにつきましては中型バス、こちらを2台となっております。

こちら、コロナ交付金のほうを活用しての導入ということで、年度内の納入を見込んで予算計上しておりましたが、部品等の納入等が遅れたことにより、3月中の納入が難しいということで、4月前半での納入のほうは見込めているところではあるのですが、3月中の納入が難しいということで、繰り越しのほうをさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木委員 私、ちょっとよくわからないので聞くのですけれども、納入が遅れたと、それで運行には別に支障ないのですか、これ、大丈夫なのですか。

古いのを使っているということですか。

○藤田委員長 佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 運行につきましては、現在既にあるもので運用しております。

それで、新しいものが納入されましたら、今使っているもの、かなり古い、もう10万キロ、20万キロぐらい走っているような車両が何台かありますので、そちらのほうを廃車というふうな形になります。

そして、新しいものを使うという形で運用していきます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第33号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第34号 鹿沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。

議案第34号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、本市の印鑑条例の一部を改正するためのものです。

この法改正により、個人番号カードを所有する者は、移動端末設備、いわゆるスマートフォンを使用して、コンビニ等の店舗に設置されている端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となります。

これに伴う条例の改正内容としては、1点目です、端末機による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードに加えて、スマートフォン等を用いて交付を受けることができる旨、規定を追加いたします。

2点目、端末機により印鑑登録証明書の交付を受ける場合の認証方法について、設定したパスワードの代わりに生体認証等の活用も可能となることから、「暗証番号の入力、またはこれに代わる認証を行わなければならない」に変更いたします。

以上で、鹿沼市印鑑条例の一部改正の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第34号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(午後 2時47分)